

## 第 86 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 26 回油脂部会 (CCFO) 議題
4-(2)	第 26 回油脂部会 (CCFO) 概要
5-(1)	第 31 回一般原則部会 (CCGP) 議題
5-(2)	第 31 回一般原則部会 (CCGP) 概要
6-(1)	第 13 回食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題
6-(2)	第 13 回食品汚染物質部会 (CCCF) 検討課題
7-(1)	第 45 回食品表示部会 (CCFL) 仮議題
7-(2)	第 45 回食品表示部会 (CCFL) 検討課題

## 第86回コーデックス連絡協議会

日時：平成31年4月19日（金）

14:00～17:00

場所：中央合同庁舎第4号館

共用408会議室

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況

##### ① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第26回油脂部会（CCFO）
- ・ 第31回一般原則部会（CCGP）

##### ② 今後の活動について

- ・ 第13回食品汚染物質部会（CCCF）
- ・ 第45回食品表示部会（CCFL）

#### 2. その他

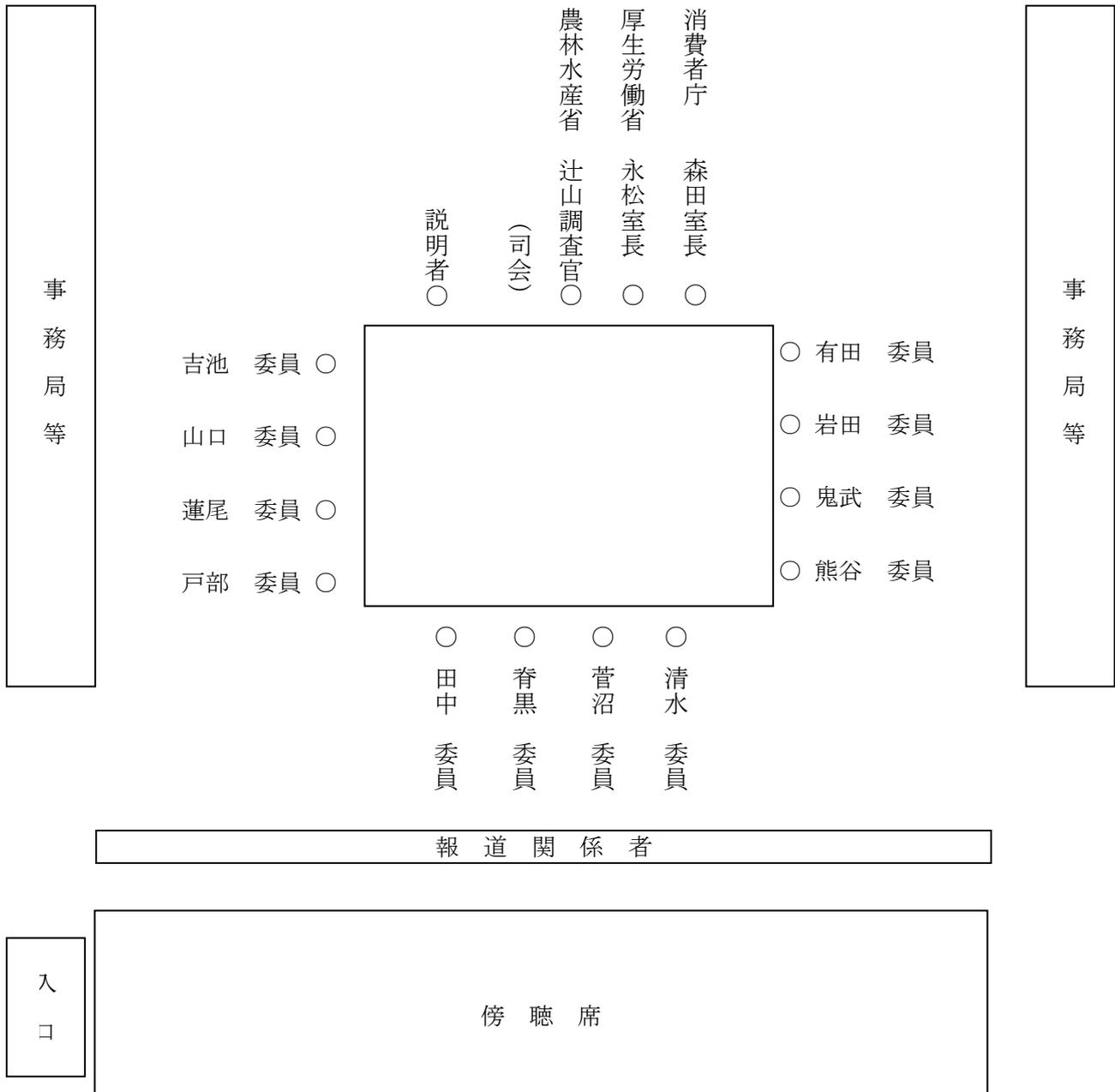
## コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 会長
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
しみず 清水	いわお 巖	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室
すがぬま 菅沼	おきむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せごろ 脊黒	かつや 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 86 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 31 年 4 月 19 日 (金) 14:00 ~ 17:00  
中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用 408 会議室



## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 26 回油脂部会

日時：2019 年 2 月 25 日（月）～ 3 月 1 日（金）

場所：クアラルンプール（マレーシア）

### 議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：高オレイン酸（OXG）パーム油の追加（ステップ 7）
4	オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3 章、8 章及び付属書の改訂（ステップ 4）
5	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案
5.1	パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の分析のための温度の変更
5.2	バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加（ステップ 4）
5.3	ひまわり油の必須成分の改訂（ステップ 4）
5.4	クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油、アボカド油の追加（ステップ 4）
6	許容される前荷のリスト（CXC 36-1987 付属書 II）の見直し
7	油脂（魚油を除く）の規格における食品添加物条項との整合及び食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品分類（FC）02.1.2 における乳化剤使用の技術的正当性
8	名前の付いた魚油と魚油規格（CXS 329-2017）の要件（特に脂肪酸組成）との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告

9	油脂部会の作業管理の改善に関する討議文書
10	名前の付いた動物脂規格（CXS 211-1999）における未精製食用牛脂の追加に関する討議文書
11	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の表 1 に記載される他の油の脂肪酸組成の粗油への適用可能性に関する討議文書
12	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）における精製米ぬか油の品質特性基準への遊離脂肪酸の追加に関する討議文書
13	その他の事項及び今後の作業
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

なお、部会に先立ち、2月23日（土）に議題4に関して物理的作業部会が開催された。

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 26 回油脂部会 (CCFO) 結果概要

1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 2 月 25 日（月）～3 月 1 日（金）

場所：クアラルンプール（マレーシア）

2. 参加国及び国際機関

40 加盟国、1 加盟機関（EU）、5 オブザーバー

3. 我が国からの出席者

農林水産省 食料産業局食品製造課 課長補佐	佐藤 真次
農林水産省 消費・安全局食品安全政策課 国際基準専門官	丸野 吾郎
テクニカルアドバイザー	
一般社団法人 日本植物油協会 規格専門部会長	竹内 茂雄

4. 概要

**議題 1. 議題の採択**

部会は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。また、事務局から、議題 10（名前の付いた動物脂規格（CXS 211-1999）における未精製食用牛脂の追加に関する討議文書）については資料が提出されておらず、今次部会では検討しない旨、説明があった。

また、議題 5. 4（クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油、アボカド油の追加）に関する会期内作業部会（議長国：イラン、共同議長国：インド）並びに議題 7（油脂（魚油を除く）の規格における食品添加物条項との整合及び食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品分類（FC）02.1.2 における乳化剤使用の技術的正当性）及び議題 2（コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項（食品添加物関連のみ）に関する会期内作業部会（議長国：EU）の開催に合意した。

**議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

（1）第 50 回食品添加物部会（CCFA）からの付託事項

○油脂規格における食品添加物条項の廃止

CCFA はファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド（CXS256-2007）の食品添加物の条項における酒石酸モノナトリウム（INS335(i)）、酒石酸モノカリウム（INS336(i)）、酒石酸ジカリウム（INS336(ii)）ソルビン酸ナトリウム（INS201）の廃止を CCFO に勧告した。

○油脂規格における食品添加物条項の更新

CCFA は以下の油脂規格の食品添加物条項の更新を CCFO に勧告した。

- ・ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS19-1981）におけるレシチ

ン (INS322(i))、クエン酸三カルシウム (INS333(iii))、クエン酸三カリウム (INS332(ii))、モノ・ジグリセリド (INS471) の GMP での使用

- ・ 名前のついた植物油規格 (CXS 210-1999) におけるレシチン (INS322(i))、クエン酸三カルシウム (INS333(iii))、クエン酸三カリウム (INS332(ii)) の GMP での使用
- ・ 名前のついた動物油脂の規格 (CODEX STAN 211-1999) におけるレシチン (INS322(i))、モノ・ジグリセリド (INS471) の GMP での使用

以上について、部会は、議題7において検討することに合意した。また、前回会合時点では魚油規格は検討中だったが、今次会合までに魚油規格 (CXS 329-2017) として成立したことから、CCFA に対し、魚油規格 (CXS 329-2017) の食品添加物条項と GSFA との整合に関する作業を要請することに合意した。

## (2) 第24回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) からの付託事項

CCFICS からの食品の清廉性／信憑性／食品偽装に関する議論に関する情報共有に対し、食品の清廉性／信憑性／食品偽装は CCFO にも関係することであり、部会は、議題8においてこれらへの関連事項を検討することに合意した。

## 議題3. 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案：高オレイン酸 (OXG) パーム油の追加 (ステップ7)

(経緯)

前回会合の結果、2.1章(製品の定義)については、部会は議論を今後も継続することとし、食品表示部会 (CCFL) に対し、植物油のオレイン酸含有量において何が「高」と「中」を構成するかに関する助言を求めることに合意した。また第3章(必須構成成分と品質項目)は、改訂原案を第40回総会にステップ5で予備採択を諮ることとなり、これを受けて第40回総会で原案のとおり予備採択された。

今回会合では、CCFL への照会結果及びステップ6でメンバーから提出されたコメントを踏まえ、改訂案が議論された。

(結果)

製品の定義について一部の国から、” high oleic acid” は、他の高オレイン酸の油ほどにはオレイン酸含有量は多くないため、消費者に誤認を与えるおそれがあるとの旨のコメントがあった。他方、定義案を支持する国からは、高オレイン酸パーム油は通常のパーム油よりもオレイン酸含有量が多いこと、高オレイン酸パーム油は主に食品の原料として事業者間で取引されるので、消費者に誤認を与える可能性は低いとのコメントがあった。検討の結果、部会は定義を” palm oil with a higher content of oleic acid” と修正することに合意した。

ほか、脂肪酸組成、脱メチルステロール、トコフェロール等の含有量について個別に検討し、適宜修正することに合意した。

以上より、規格案について合意に達したことから、第42回総会(2019年)にステップ8で採択を諮ることに合意した。

## 議題4. オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂原案：3章、8章及び付属書の改訂 (ステップ4)

(経緯)

前回会合においてEUから、オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) は、目覚ましい技術的、科学的革新や耕地面積の拡大及び貿易の増大があったにもかかわらず過去15年間改訂されていないとの指摘があり、これを受けて部会は、規格の3章(必須構成成分及び品質項目)、8章(分析・サンプリング法)及び付属書の改訂に関する新規作業について、第40回総会に承認を諮ることに合意した。加えて、部会は、次回会合での検討のため、第40回総会における承認を条件として、電子作業部会(EWG、議長:スペイン、共同議長:アルゼンチン、カナダ)を設置し、改訂原案を検討することに合意した。第40回総会においては、提案のとおり新規作業として承認された。

今回会合では、部会に先立ち、2月23日(土)に物理的作業部会が開催され、EWGから提出された改訂原案について議論され、その結果が本会合へ提出された。

(結果)

3章、8章及び付属書について検討された。主な論点は以下のとおり。

- Ordinary virgin olive oil に該当するオリーブ油は多くの国で食用として認められていないことから、当該規格原案からは削除する旨、EWGから勧告があり、多くの国が賛同した。他方、モロッコ、シリア、スーダン等の一部の国から、IOC(International Olive Council; 国際オリーブ協会)によるオリーブ油規格ではordinary virgin olive oilも含めて規定されていることから、本規格原案においても記載すべきと反論があった。検討の結果、部会は当該規格原案からordinary virgin olive oilを削除することに合意したが、モロッコは懸念を表明した。
- Refined olive oilの定義について、EUは精製方法に言及しない案を支持したが、米国、カナダ等は精製方法に言及する案を支持し、検討の結果、部会は精製方法に言及する定義を採用することに合意した。また、当該オリーブ油は消費者に直接販売されるものに限定する旨の脚注について、不要との意見があり、合意に至らなかったため、引き続き検討することとされた。
- 脂肪酸組成は他のパラメーターと密接に関連しており、脂肪酸の含有割合の変更による他のパラメーターへの影響を確認する必要があるため(特にパルミチン酸及びオレイン酸)、引き続き検討することとされた。
- 付属書に記載されている相対密度、屈折率、ヨウ素価等について合意に至らず、引き続き検討することとされた。

以上より、当該規格原案についてはステップ2/3に差戻しとし、スペインを議長、アルゼンチンとカナダを共同議長とするEWGを設置するとともに、次回部会に合わせ物理的作業部会を開催し、さらに次回会合までの間に可能であれば物理的作業部会の開催を検討することに合意した。

## **議題5. 名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案**

### **5.1 パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の分析のための温度の変更**

(経緯)

前回会合において、マレーシアより、パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の測定において、規格で定められている40℃を使用すると、規定の数値幅に当てはまらないが、30℃で測ると収まることから、30℃に修正したいとの提案があった。

提案を支持する意見もあったが、提案が提出されたのが前回会合中であり、この提案を精査する時間が必要との意見が出され、部会は次回会合で検討することに合意した。また、事務局が回付文書を配布し、この提案に関するコメントを募集することになった。

(結果)

会合に先立ち配布された作業文書では、パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の測定において、現行の規格に定められている 40℃での測定では規定の数値幅に当てはまらないことがあるため、測定温度を 30℃に変更することが提案されていたところ。しかしながら、マレーシアより、議場配付資料にて、他国の意見を踏まえ、測定温度は 40℃を維持し、屈折率及び見かけ密度の値を修正する旨の新たな提案があった。この提案を各国が支持し、部会は修正案について第 42 回総会に採択を諮ることに合意した。

## 5.2 バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合において、マレーシアは「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) におけるバージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えに関する討議文書」を提出したところ、現在の国際貿易において、パーム油の品質特性を遊離脂肪酸で表記することが一般的に行われているとして、提案には多くの支持があった。部会は、プロジェクトドキュメントのタイトルを、提案の内容をより正確に反映するため「バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加」に修正し、第 40 回総会に新規作業の承認を諮ること、また、マレーシアが次回会合に向けて改訂原案を準備することに合意した。第 40 回総会においては、提案のとおり新規作業として承認された。

今回合合では、マレーシアが作成した改訂原案が議論された。

(結果)

バージン・パーム油及び粗パーム核油の遊離脂肪酸の提案値である 5%に対し、ドイツ等から根拠を求める意見があったが、マレーシアから貿易の実態に即した値と説明があった。インドネシア、ガーナ、チリ等からマレーシアを支持するコメントがあったが、酸価の要件に遊離脂肪酸への変換係数を適用すると、粗パーム核油では 3.6% (ラウリン酸換算) になること等から、スペイン等から修正を要する旨のコメントがあった。

議論の結果、部会はバージン・パーム油の遊離脂肪酸を 5% (パルミチン酸換算)、粗パーム核油では 4% (ラウリン酸換算) とし、第 42 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることに合意した。また、分析・サンプリング法の条項について、CCMAS の承認を求めることを合意した。

## 5.3 ひまわり油の必須成分の改訂 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合において、アルゼンチンより、「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) におけるひまわり油 (オレイン酸及びリノール酸の上限値) の改訂に関する討議文書」が提出され、多くの国が新規作業を支持した一方、ロシアは規格の見直しにより従来型のひまわり油の信憑性を損なうことなどへの懸念を表明し、関心国間で非公式な意見交換の場が設

けられた。部会はその議論の結果に基づき、本新規作業は、従来型のひまわり油のオレイン酸とリノール酸含有量を見直すこと、その際、従来型ひまわり油と中オレイン酸ひまわり油間の脂肪酸含有量の範囲の重複を生じないようにすること、更に従来型のひまわり油と中オレイン酸ひまわり油の定義を種子の種類から切り離して考えるため 2.1 章（製品の定義）の見直しも併せて検討することに合意した。また、以下のとおり進めることに合意した。

- ・修正したプロジェクトドキュメントを第 40 回総会に提出し、新規作業の承認を諮る。
- ・アルゼンチンを議長、ブラジル及びEUを共同議長とする EWG を設置し、改訂原案を準備する。

第 40 回総会においては、提案のとおり新規作業として承認された。

今回合会では、EWG から提出された改訂原案が議論された。

（結果）

製品の定義について、従来型のひまわりの種子から生産されたひまわり油であっても、温暖な気象条件下で栽培された原料から生産された場合、中オレイン酸ひまわり油と同程度の濃度のオレイン酸を含むことがあることから、従来型のひまわりの種子から生産されたものも中オレイン酸ひまわり油として認めるよう、製品の定義を変更する旨の提案があった。議論の結果、部会の中オレイン酸ひまわり油の定義について、原料種子の種類に基づく既存の定義を維持することに合意した。

また、従来型のひまわり油と中オレイン酸ひまわり油の脂肪酸の含有量要件の範囲の重複を避けるため、ひまわり油の脂肪酸含有量要件を変更することに多くの国が合意したが、ロシアがひまわり油の規格値を変更することは現行の貿易に支障を来すおそれがあるとして懸念を表明した。なお、EWG の議長国であるアルゼンチンから、屈折率、けん化価、ヨウ素価、相対密度等の値については、従来型のひまわり油と中オレイン酸ひまわり油の脂肪酸要件の確定後に検討される旨、説明があった。

以上より、当該規格原案における従来型のひまわり油と中オレイン酸ひまわり油の脂肪酸の含有量要件については合意が得られたためステップ 4 を維持するとともに、屈折率、けん化価、ヨウ素価、相対密度等の値については、ステップ 2/3 に差し戻して、アルゼンチンを議長、ブラジルを共同議長とする EWG を設置し、データを収集し検討することに合意した。

#### 5.4 クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油、アボカド油の追加（ステップ 4）

（経緯）

前回合会において、イランより討議文書が提出され、多くの支持があったが、提案された 6 つの油は貿易の観点では主要な油ではなく、貿易データが限定的であるものの、国際貿易において高い価格と栄養面で重要な油として出回り始めており、このような「特産油」に対しては規制を設ける必要があること、一方で数値の設定の際はしっかりとしたデータに基づいた値が設定されるべきとの意見が出された。

部会は新規作業を開始することに合意したが、プロジェクトドキュメントに記載すべき情報が不十分であるため、イラン、チリ、インド等 6 か国がプロジェクトドキュメントの改訂作業を行うことに合意し、第 40 回総会に新規作業として承認を諮ることになった。第

40 回総会においては、提案のとおり新規作業として承認された。

また、イランを議長、インドを共同議長とする EWG を設置し、改訂原案を準備することになった。

今回合会では、EWG から提出された改訂原案が議論された。

(結果)

EWG の議長国であるイランより、これらの油に関する規格原案についての会期内作業部会での議論の結果が報告され、それぞれの油について個別に検討された。アボカド油を除く 5 つの油については、部会は第 42 回総会にステップ 5/8 として採択を諮ることに合意した。アボカド油については、製品の定義や必須成分値について更なるデータが必要とされたことから、ステップ 2/3 に差戻しとし、メキシコを議長、米国を共同議長とする EWG を設置して、引続き検討することとされた。

## 議題 6. 許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 付属書 II) の見直し

(経緯)

第 23 回 CCFO において、「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987)」の「付属書 II : 許容される前荷のリスト」の見直しを行う議題を今後の CCFO の議題に継続的に含めることになり、前回合会において、前々回合会と同様、下記に合意した。

- ・ コーデックス事務局が、許容される前荷のリストの更なる修正に関する提案を募集する回付文書を配布する。
- ・ マレーシアを議長とする EWG を設置し、次回合会に向けて、各国から出された提案が、十分な情報に基づくことを条件として、①リストへの追加の検討、②FAO/WHO に評価を依頼する物質の優先順位の設定、③リストから除外する物質の提案を検討する。
- ・ 必要ならば、次回合会においてマレーシアを議長とする会期中作業部会を開催し、EWG の報告について議論する。
- ・ FAO/WHO に評価を依頼している 23 物質は CCFO にとって優先事項であり、できるだけ早く評価を実施するよう FAO/WHO に伝える。

回付文書が配布されたが、新しい提案が提出されなかったため、EWG の議長国のマレーシアは、今回合会に向けて EWG を開始しないことを決定した。今回合会では、マレーシアから提出された本議題の今後の取扱い等に関する提言について検討された。

(結果)

現状では、各国から特に新たな提案がなく、議論の進展がないため、常設議題とすることをやめる方向で議論されたが、EU から常設議題の維持の主張があり、検討の結果、引続き常設議題とすることとされた。また、事務局から、FAO/WHO での 23 物質の評価については、財政的なリソースの不足のため対応できていない状況である旨、説明があった。

以上より、当該議題については引続き常設議題とし、マレーシアを議長とする EWG を設置し、対象物質の優先順位や新たにリストに追加すべき物質等について検討することに合意した。また、FAO/WHO に対し、引き続き速やかに 23 物質の評価を行うことを求めることに合意した。

## 議題7. 油脂（魚油を除く）の規格における食品添加物条項との整合及び食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品分類（FC） 02.1.2における乳化剤使用の技術的正当性

（経緯）

第47回及び第48回食品添加物部会（CCFA）は、CCFOに対して、CCFO所管の油脂に関する規格に該当する製品及び食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の関連する食品分類（FC）に該当する製品における食品添加物の技術的正当性及び使用実態について照会した。

前回会合中、会期内作業部会が開催され、その勧告について議論が行われたが、勧告8（GSFAの関連するFC 02.1.2（植物油脂）に該当する製品の乳化剤の使用）について、使用を支持しない意見と、低温での油の結晶化を防ぐ目的で使用しているとの意見に分かれたことから、部会は、追加の情報を収集し、乳化剤の使用を明確化した上で、CCFAへ詳細に回答することに合意した。また、これに関し、EUを議長とするEWGを設置して、下記の作業を行い、次回会合に報告することに合意した。

- ・ GSFAと整合を取るため、また必要あらばGSFAの修正を提案するため、食用油脂の規格（魚油を除く）中の食品添加物条項を見直す。
- ・ GSFA FC02.1.2（植物油脂）及び食用油脂の規格（魚油を除く）に該当する製品において、乳化剤の使用の技術的正当性をさらに検討する。

今回会合では、EWGからの提言について議論された。

（結果）

EWGの議長であるEUより、当該議題に関する会期内作業部会の概要について報告され、以下のとおり個別に検討された。

- ・ CCFAからの付託事項（議題2）について、ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド（CXS256-2007）の食品添加物の条項における酒石酸モノナトリウム（INS335(i)）、酒石酸モノカリウム（INS336(i)）、酒石酸ジカリウム（INS336(ii)）について廃止することに合意した。ソルビン酸ナトリウム（INS201）については、マレーシア等から、保存料として使われており、廃止に反対する意見があったが、当該物質はFAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）において規格が設定されていないことを踏まえ、部会は廃止に合意するとともに、ソルビン酸ナトリウムの代替としてソルビン酸（INS200）等が使用可能である旨、言及した。

また、名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS19-1981）、名前のついた植物油規格（CXS 210-1999）及び名前のついた動物油脂の規格（CODEX STAN 211-1999）の添加物条項にレシチン（INS322(i)）、クエン酸三カルシウム（INS333(iii)）、クエン酸三カリウム（INS332(ii)）、モノ・ジグリセリド（INS471）を追加することに合意した。以上について、第42回総会に採択を諮ることに合意した。

- ・ GSFAとの整合及び乳化剤使用の技術的正当性について、EWGの検討結果として一部の乳化剤の油脂への使用の技術的正当性が示されたほか、日本から植物油におけるショ糖脂肪酸エステル（INS473）やポリグリセリン脂肪酸エステル（INS475）の使用に関する技術的正当性として、それぞれ加熱時のはね防止及び結晶状態安定化作用を主張した。マレーシア、インド、ペルーから日本の主張への支持があったが、EU、スイス、スウェーデンからは反対意見（油脂に添加できる添加物は、通常摂取されるレベルにおいて健康に

悪影響がないと評価され、一日摂取許容量（ADI）を設定する必要がないとされたものに限定することが望ましいこと、添加量は必要最小限であるべき）があった。議論の結果、部会は CCFA に乳化剤（日本提案の 2 品目を含める。）の技術的正当性に係る情報を送るとともに、本会合のレポートに EU、スイスから反対意見があったことを付記することで合意した。

## **議題 8. 名前の付いた魚油と魚油規格（CXS 329-2017）の要件（特に脂肪酸組成）との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告**

（経緯）

前回会合では魚油の規格案が合意に達し、ステップ 8 として総会に最終採択を諮ることが合意された。一方、チリとペルーが魚油の原料魚の信憑性を問題視したため、コーデックス事務局が各国に回付文書を配布し、各国における新たな魚油の規格の適用性と貿易への影響に関する情報提供を求めることし、チリとスイスがこの情報をまとめ、次回会合に報告することとなった（我が国の団体・製造者からは、新たな魚油の規格に基づく魚油の輸入に際して、特段の問題は発生していない旨の報告であったため、その旨、事務局に報告済み）。

なお、魚油の規格は、第 40 回総会において最終採択、その後、食品表示部会において表示条項が承認されたことから、国際規格（CXS 329-2017）として成立している。

（結果）

チリとスイスにより、魚油の規格の適用性と貿易への影響に関する調査が行われ、結果として特段の問題は確認されなかったことが報告された。

また、チリは更に 5～10 年程度、追加調査が必要と主張したが、ペルーを始めとする国が、現時点で特段の問題は発生しておらず、調査の継続は必要無い旨を主張した。議論の結果、部会は更なる調査は不要であり、今後問題が発生した場合は各国は必要に応じ規格の再検討の提案を行うことに合意した。また、現在 CCFICS において食品の清廉性／信憑性に関する検討が進められており、チリが主張する魚油に関する食品偽装への懸念について CCFO から CCFICS に通知することとされた。

## **議題 9. 油脂部会の作業管理の改善に関する討議文書**

（経緯）

第 70 回執行委員会（CCEXEC）は、全ての部会に対して、作業管理のためのアプローチを策定する必要があるか検討することを勧告した。前回会合では、新たに油脂の規格を作る場合には、コーデックス手続きマニュアルと第 16 回 CCFO で策定された「規格へ油脂を追加する際の要件」が十分機能しており、今後もこれらを利用することに合意した。また、議長より、パラメーターの見直しや文言修正を行うような作業のためのガイダンスが必要との見解が示され、これに理解を示す国もあったことから、CCFO 事務局（マレーシア）が次回会合に向けて討議文書を準備することとなった。

今回会合では、この討議文書について議論された。

（結果）

マレーシアより、単純な文言修正の提案等に関するプロジェクトドキュメントの簡略化、作業提案を審査するための会期内作業部会の設置等の提案が説明された。

この提案に対し、簡素化されたプロジェクトドキュメントのフォーマット案の適用については合意に至らず、引続き既存のフォーマットを活用することを基本とし、プロジェクトドキュメント作成国の判断によりケースバイケースで余分な情報を削除して適宜簡略化する方針に合意した。また、新規作業に係る作業管理のため、各会合前に各国に対し、新規作業がある場合は期限内に提出を求める旨の回付文書を発出する方針に合意した。さらに、各会合期間中に、会期内作業部会を開催し、提出された新規作業提案について、規格策定の必要性等を検討することに合意した。

#### **議題 10. 名前の付いた動物脂規格 (CXS 211-1999) における未精製食用牛脂の追加に関する討議文書**

(経緯)

前々回会合において豪州から、食品加工業界において、一般的に未精製牛脂は貿易・使用されているが、当該規格がないことにより、食品安全への懸念から未精製食用牛脂の市場が失われていることから、提案をした旨の説明があった。

前回会合では、豪州より、現在まだデータ・情報を収集中であり、文書を提出できなかった旨のお詫びがあり、次回会合に向けて討議文書を用意する旨説明があった。

(結果)

今次会合では資料が準備されず、検討されなかった。また、豪州より、本議題については今後の部会会合でも議題の提案はしない旨、説明があった。

#### **議題 11. 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の表 1 に記載される他の油の脂肪酸組成の粗油への適用可能性に関する討議文書**

(経緯)

前回会合において、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の表 1 (脂肪酸組成) が粗油にも適用されるかどうかは、第 16 回 CCFO から議論されている問題であり、米国を議長とする EWG を設置し、アメリカ油化学会 (AOCS) の協力を得て、表 1 に記載される米ぬか油以外の油の脂肪酸組成の粗油への適用に関する検討を行い、次回会合に向けて討議文書を準備することに合意した。

今回会合では、この討議文書について議論された。

(結果)

米国から、植物油規格の脂肪酸組成について、粗油へも適用可能とする旨の脚注をつける旨の提案があった。これに対し、EU から、脚注の文言の修正案が提示され、部会は修正案に合意し、第 42 回総会に諮ることに合意した。

#### **議題 12. 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) における精製米ぬか油の品質特性基準への遊離脂肪酸の追加に関する討議文書**

(経緯)

前回会合において、タイより、精製米ぬか油の貿易において、酸価と遊離脂肪酸が最も重要な品質パラメーターとして使用されているが、当該規格では酸価しか記載がないことから、精製米ぬか油の遊離脂肪酸の値と酸価の決定方法を加えたいとの提案があった。提案には多くの支持があったことから、タイが次回会合に向けて討議文書とプロジェクトド

キュメントを準備することに合意した。

今回合合では、この討議文書及びプロジェクトドキュメントの内容について議論された。  
(結果)

タイから精製米ぬか油の規格への遊離脂肪酸の追加の提案に関するプロジェクトドキュメントに基づき説明があった。部会は第 42 回総会に新規作業の承認を求めることに合意した。

### **議題 13. その他の事項及び今後の作業**

米国から、オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) に記載されている分析法は IOC ではすでに取り下げられた古い方法であり、適切な分析法に置き換えて CCMAS に承認を求めるべきとのコメントがあった。一部の国から、新たな分析法の検討には時間が必要との意見があったが、議論の結果、本件の緊急性に鑑み、新たな分析法について早期に検討した上で、CCMAS に承認を諮る旨、合意した。

### **議題 14. 次回合合の日程及び開催地**

議長より、次回合合は 2021 年 2 月、マレーシアで開催予定との発言があった。

油脂部会（CCF0）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：高オレイン酸（OXG）パーム油の追加（ステップ7）	8	第77回 CCEXEC 第42回総会
オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3章、8章及び付属書の改訂（ステップ4）	2/3	EWG（議長：スペイン、 共同議長：アルゼンチン、 カナダ）
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の分析のための温度の変更	—	第77回 CCEXEC 第42回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加（ステップ4）	5/8	第77回 CCEXEC 第42回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：ひまわり油の必須成分の改訂（ステップ4）	2/3	EWG（議長：アルゼンチン、 共同議長：ブラジル）
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油の追加（ステップ4）	5/8	第77回 CCEXEC 第42回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：アボカド油の追加（ステップ4）	2/3	EWG（議長：メキシコ、 共同議長：米国）
許容される前荷のリスト（CXC 36-1987 付属書Ⅱ）の見直し	—	EWG（議長：マレーシア）
名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS19-1981）、名前のついた植物油規格（CXS 210-1999）及び名前のついた動物油脂の規格（CODEX STAN 211-1999）の添加物条項の追加並びにファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド（CXS256-2007）の食品添加物の条項の一部の廃止	—	第77回 CCEXEC 第42回総会
油脂（魚油を除く）の規格における食品添加物条項との整合及び食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品分類（FC）02.1.2における乳化剤使用の技術的正当性	—	CCFA
魚油規格（CXS 329-2017）における食品添加物条項とGSFAとの整合	—	CCFA
名前の付いた魚油と魚油規格（CXS 329-2017）の要件（特に脂肪酸組成）との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告	—	CCFICS

名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の表 1 に記載される他の油の脂肪酸組成の粗油への適用可能性	—	第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）における精製米ぬか油の品質特性基準への遊離脂肪酸の追加	—	第 77 回 CCEXEC 第 42 回総会

## コーデックス油脂規格について

### 1. 油脂規格の種類

コーデックスにおける油脂規格は以下のようなものがある。

- グループ規格（個別の品目を列挙）
  - ・ 名前のついた植物油規格（CXS 210-1999）  
パーム油、ココナッツ油、綿実油等 24 種類
  - ・ 名前のついた動物脂規格（CXS 211-1999）  
ラード、牛脂等 4 種類
  - ・ 魚油規格（CXS 329-2017）  
マグロ油、アンチョビ油等 5 種類 他
- 個別規格（個別の品目を規定）
  - ・ オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）
  - ・ ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド規格（CXS 256-2007）
- その他
  - ・ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS 19-1981）

(注) 上記の油脂規格のほか、「実施規範」として「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（CXC 36-1987）」がある。

### 2. 油脂規格の構成

グループ共通の要件と個別品目ごとの要件で構成。

- グループ共通の要件  
規格のスコープ、食品添加物、汚染物質、表示の条項等
- 個別品目ごとの要件  
製品の定義、脂肪酸組成、化学的・物理的特性（相対密度、屈折率、ヨウ素価）等

コーデックスの油脂規格と油脂部会の議論の関係について

コーデックス油脂部会 (CCFO) 所管の油脂に関する規格	CCFO26における議論		
	議題	提案内容	結果概要
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)	3	高オレイン酸(OXG)パーム油の追加(ステップ7)	規格案について合意に達し、第42回総会にステップ8で採択を図ることに合意。
	5.1	パームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の分析のための温度の変更	測定温度を維持し、屈折率及び見かけ密度の値を修正する案について第42回総会に採択を諮ることに合意。
	5.2	バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加(ステップ4)	バージン・パーム油の遊離脂肪酸を5%(パルミチン酸換算)、粗パーム核油では4%(ラウリン酸換算)とし、第42回総会にステップ5/8で採択を図ることに合意。
	5.3	ひまわり油の必須成分の改訂(ステップ4)	規格原案における従来型のみまわり油と中オレイン酸ひまわり油の脂肪酸の含有量要件について合意(ステップ4を維持)、屈折率、けん化価、ヨウ素価、相対密度等の値については、ステップ2/3に差し戻し。
	5.4	クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油、アボカド油の追加(ステップ4)	アボカド油を除く5つの油については、第42回総会にステップ5/8として採択を諮ることに合意。アボカド油については、製品の定義や必須成分値について更なるデータが必要とされ、ステップ2/3に差し戻し。
オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981)	4	3章、8章及び付属書の改訂(ステップ4)	規格原案についてはステップ2/3に差し戻しとし、スペインを議長、アルゼンチンとカナダを共同議長とするEWGを設置。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987)	6	許容される前荷のリスト(付属書II)の見直し	当該議題については引続き常設議題とし、対象物質の優先順位や新たにリストに追加すべき物質等について検討することに合意。また、FAO/WHOに対し、引き続き速やかに23物質の評価を行うことを求めることに合意。
魚油の規格 (CXS 329-2017)	8	名前の付いた魚油と魚油規格 (CXS 329-2017) の要件 (特に脂肪酸組成) との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告	更なる調査は不要であり、今後問題が発生した場合は各国は必要に応じ規格の再検討の提案を行うことに合意。また、チリが主張する魚油に関する食品偽装への懸念についてCCFOからCCFICSIに通知。
名前の付いた動物脂規格 (CXS 211-1999)	10	未精製食用牛脂の追加に関する討議文書	資料が準備されず、検討なし。また、豪州より、本議題については今後の部会会合でも議題の提案はしない旨の説明。
名前の付いた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)	-	-	-
ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド規格 (CXS 256-2007)	-	-	-
各規格共通	7	油脂(魚油を除く)の規格における食品添加物条項との整合及び食品添加物に関する一般規格(GSFA)(CXS 192-1995)の食品分類(FC) 02.1.2における乳化剤使用の技術的正当性	油脂規格における食品添加物条項の廃止、更新について個別に議論し、合意。また、乳化剤使用の技術的正当性については、食品添加物部会(CCFIA)に乳化剤(日本提案の2品目を含める。)の技術的正当性に係る情報を送ることに合意。
	9	油脂部会の作業管理の改善に関する討議文書	プロジェクトドキュメントは既存のフォーマットを基本として作成国の判断で適宜簡略化すること、各会合期間中に会期内作業部会を開催し、新規作業提案について必要性等を検討することに合意。

## 油脂部会（CCF0）における「許容される前荷のリスト」の議論について

### 1 「前荷」とは

「前荷」とは、食用油脂をバルク（液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態）で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

日本の場合、バルク輸入される食用油脂はパーム油がメインであり、これは専用船で行われている場合が多いが、世界的には、食用油脂以外の水・酢酸等の物質も前荷として輸送されているケースがある。

### 2 「許容される前荷のリスト」の議論の経緯

(1) 現在、食用油脂を大型船で輸送する際に前荷として許容される物質を選定する規準は、「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範」（CXC 36-1987）において、以下の4規準が規定されている。

- ① 貨物は適切に設計されたシステムで輸送・保管されること、また、貨物間の清掃の有効性を検証し、適切な清掃を実施するとともに、検査・記録を行うこと。
- ② 前荷の一日摂取許容量（ADI）（または耐容一日摂取量（TDI））が0.1 mg /kg bw/日以上であること（ADI（またはTDI）がない物質は、ケースバイケースで評価。）。
- ③ その後の油脂の処理によって適切に除去されない限り、前荷は既知の食物アレルギー物質を含まないこと。
- ④ 当該前荷が食用油脂と反応する物質の場合は、反応生成物は基準②と③を満たさなければならないこと。

(2) また、同実施規範の付属書Ⅱにおいて「許容される前荷のリスト」が掲載されているが、CCF0の過去の部会において、同リストは規準作成前に作成され、リストに掲載された全ての物質が規準に合致しているものではないとの議論があり、規準に基づき当該リストを見直していくとの議論が今日まで続いている（第26回CCF0（2019年2月）まで、各国からリストへの追加、リストから除外する物質の提案等は提出されていない状況。）。

(3) 第24回CCF0（2015年2月）においては、別添の23物質をFAO/WHOに評価を依頼することが合意されたが、第26回CCF0（2019年2月）時点で評価は行われていない。

FAO/WHOに評価を依頼することが合意されている23物質

	物質名	CAS No	化学グループ
1	無水酢酸(無水エタン酸)	108-24-7	溶媒、反応物
2	1,4-ブタンジオール(1,4-ブチレングリコール)	110-63-4	アルコール
3	酢酸ブチル、sec-	105-46-4	溶媒、反応物
4	酢酸ブチル、tert-	540-88-5	溶媒、反応物
5	シクロヘキサン(ヘキサメチレン;ヘキサナフテン; ヘキサヒドロベンゼン)	110-82-7	溶媒、反応物
6	イソデシルアルコール(イソデカノール)	25339-17-7	アルコール
7	ミリスチルアルコール(1-テトラデカノール;テトラデ カノール)	112-72-1	アルコール
8	イソノニルアルコール(イソノナノール)	27458-94-2	アルコール
9	トリデシルアルコール(I-トリデカノール)	27458-92-0	アルコール
10	メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)	1634-04-4	ブチルエーテル
11	モンタンワックス	8002-53-7	油/ワックス
12	イソオクチルアルコール(イソオクタノール)	26952-21-6	アルコール
13	ペンタン	109-66-0	溶媒、反応物
14	1,3-プロピレングリコール	504-63-2	アルコール
15	プロピレンテトラマー(テトラプロピレン;ドデセン)	6842-15-5	油/ワックス
16	エポキシ化大豆油	8013-07-8	油/ワックス
17	鉱物油、中および低粘度、クラスII	-	油/ワックス
18	鉱物油、中および低粘度、クラスIII	-	油/ワックス
19	硝酸カルシウムアンモニウム溶液	6484-52-2	溶液
20	硝酸カルシウム(CN-9)溶液	35054-52-5	溶液
21	未分画脂肪アルコール混合物または脂肪混合物 天然油脂からのアルコール	-	油/ワックス
22	リグノスルホン酸カルシウム液(リグニン酒;亜硫酸 灰汁)	8061-52-7	-
23	エチルターシャリーブチルエーテル(ETBE)	637-92-3	ブチルエーテル

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 31 回一般原則部会

日時：2019 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

### 議題

1	議題の採択
2	本部会への付託事項
3	電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence）の手続きガイダンスに関する討議文書
4	コーデックス規格における事例の使用
5	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
6	その他の事項
6.1	CCGP に関連する新たな今後の問題に関する討議文書
7	次回会合の日程及び開催地
8	報告書の採択

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 31 回一般原則部会 (CCGP) 概要

### 1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 3 月 11 日（月）～3 月 15 日（金）

場所：ボルドー（フランス）

### 2. 参加国及び国際機関

59 加盟国、1 加盟機関（EU）、9 オブザーバー機関

### 3. 我が国からの出席者

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	調査官	辻山	弥生
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係長	織戸	亜弥
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
		国際食品室 室長	原田	英治
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
		国際食品室 社会保障専門調査員	後藤	康宏
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課		
		国際食品室 主査	酒井	義瑛
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	三浦	公嗣

### 4. 概要

#### 議題 1. 議題の採択

仮議題 6（その他の議題）に提示されている作業文書（CX/GP 19/31/6）について、チリより、文書中に作成者が記載されていないが誰が準備したものか質問があった。議長より、フランス（CCGP ホスト国）が CCGP における今後の作業の道筋を示すものとして準備した旨回答があった。

議論の順番は、議題 5（CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報）を議題 2（本部会への付託事項）の直後に議論することとした。参加国からは議論したい事項の追加提案はなく、部会は議題を採択した。

#### 議題 2. 本部会への付託事項

コーデックス事務局より、前回部会（第 30 回 CCGP（2016 年））以降に行われた総会及び各部会における CCGP に関連する事項について報告された。

- ・ コーデックスにおけるリスクアナリシスの原則の一貫性（第 39 回総会（2016 年））

CCGP における本議論は完了したとの認識で一致したとの報告について、中南米諸国（アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイ）より、農薬の定期的再評価（periodic review）についてはまだ完了しておらず、総会からマンデートを与えられた CCGP がその議論を完了させていないため引き続き CCGP の議題に残すべきとの

立場で前回部会と第 39 回総会で留保し、CCGP で議論を続けるべきとの発言があった。この発言に対し、FAO より、地域調整部会において、各国の農薬登録情報を残留農薬部会 (CCPR) に提供するよう呼びかけたが、何も情報が得られていない状況との発言があった。コーデックス事務局から、議論は完了したが、総会に新しく提案することは可能と回答があり、議長からも中南米諸国にその旨促し、それ以上の議論は行われなかった。

- ・ 食品の清廉性(integrity)／信憑性(authenticity) (第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) (2018 年))

豪州 (CCFICS 議長国) から、本件に係る電子作業部会 (EWG) の作業スケジュールについて情報提供があり、参加者に参加登録を呼びかけた。本件は議題 6 で引き続き議論することになった。

### **議題 3. 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (Committee working by correspondence) の手続きガイダンスに関する討議文書**

(経緯)

第 30 回 CCGP (2016 年) において、フランス及びドイツが、無期限に休会となっていたいくつかの個別食品部会が電子的なコミュニケーション (working by correspondence) のみにより作業を再開していることに関し、その再開のための手続きや作業方法に関する手順がコーデックスの手続きマニュアルにないため、対処する必要がある旨主張し、日本を始め多くの国がこれを支持した。その後、本件は第 72 回執行委員会 (2016 年) にて議論され、執行委員会の下に辻山コーデックス総会副議長 (当時) を議長とする小委員会 (Subcommittee on Committee working by correspondence) を設置し、電子的なコミュニケーションのみによる部会の問題点と改善策を含めた報告書を取りまとめ、第 73 回執行委員会 (2017 年) に報告した。第 40 回総会 (2017 年) は第 73 回執行委員会からの勧告を踏まえ、事務局に対し、第 75 回執行委員会 (2018 年) で検討するための試験的な Committee on Standards Advancement (CCSA) の付託事項 (ToR)、モダリティー、コストに関する詳細な提案内容を準備すること、また電子的なコミュニケーションのみによる部会の利点と欠点を分析した文書を作成することを要請することに合意した。その後第 41 回総会 (2018 年) では、CCGP に対し、手続きマニュアル中の関連する既存のガイダンスに基づいて、電子的なコミュニケーションのみによる部会の進め方や運営に関する手続きのガイダンスを検討するよう要請すること、その討議文書を事務局が作成し、CCGP の前に回付すること、さらに試験的な CCSA の設置は CCGP での議論の結果を踏まえて検討することに合意した。

今次会合では、第 41 回総会からの上記の要請に基づき、事務局が作成したガイダンス原案に基づいて議論が行われる予定となっていたが、FAO 及び WHO の法律部門から、今次会合が手続きに係る具体的な問題を精査する初めての機会であるとして、特に手続き的な課題に焦点を当てた討議文書が提示された。

討議文書では、本議題に係るコーデックスにおけるこれまでの議論、EWG と電子的なコミュニケーションのみによる部会の違い、国連システムにおける実施例を示しつつ、電子的なコミュニケーションのみによる部会の手続き上の問題点として、主に下記を挙げている。なお、定足数や投票に係る問題については、後の段階で議論するとしてこの文書中では取り上げていない。

- ・ 代表団の資格：特定のメールアドレスやオンラインから提出されるコメントが実際に発言権を持つ代表からのものかを証明することが難しい。
- ・ 議長の役割：コメントのとりまとめ、修正案の作成や最終的な意思決定プロセスにおいて、議長の役割が極めて大きい。一方、メンバーとの直接的な意思疎通が行われる機会が少なく透明性が低く、メンバーの有する権限は物理的な会合よりもはるかに低い。
- ・ 効果的な参加：討議の手法に柔軟性がなく、コンセンサスを構築するために協力する機会が限られている。開発途上国による参加率が低く、言語や翻訳等の問題がある。

討議文書では、上記の問題点を踏まえ、規格の策定過程において、コーデックスの基礎であるコンセンサスは部会の段階で構築されるため、部会における意思決定プロセスが重要であり、電子的なコミュニケーションによる議論に適しているのは、作業計画と優先順位の決定、予備的な作業、問題の同定、討議文書や手続き的な性格を持つ作業であるとして、下記が提言された。

- ・ 第 41 回総会からの要請の検討に際し、上記に挙げた問題とコーデックスにおける規格策定の具体的要件を考慮する。
- ・ 本部会は下記を検討する。
  - 1) 第 42 回総会（2019 年）において、電子的なコミュニケーションのみによる部会の実施の中止を勧告する。さらに試験的な CCSA についても中止を勧告する。
  - 2) 電子的なコミュニケーションのみによる部会は限定的であり、そのための手続きや規準を設ける価値があるかどうか検討する。
  - 3) 現在物理的な会合を持たない部会に関し、
    - a) 部会として電子的なコミュニケーションのみによる作業で取り扱うことができる具体的なトピックがあるかを同定する。
    - b) 総会の下で EWG における作業よりも電子的なコミュニケーションのみによる部会として作業することのベネフィットは何か検討する。
  - 4) 定期的に物理的な会合をもつ部会に関し、特定の議題において、物理的な会合の頻度を減らすために、電子的なコミュニケーションによる作業方法を使用できるかどうか、また EWG と比較して何が利点になるかを検討する。例えば、現在何の作業項目もない部会が、休会のかわりに物理的な会合の開催を延期し、トピックの調査と特定、規格の更新・修正に関する作業を電子的なコミュニケーションによる作業によって行い、その後、議論が十分に進展した後に物理的な会合において議論するための素案を準備するための EWG を設置することを検討する。
  - 5) 電子的なコミュニケーションのみによる部会を限定的に行うため、手続きルールの修正が必要か議論する。
  - 6) 電子的なコミュニケーションのみによる部会のための手続きガイダンスの策定よりも、EWG に関する既存のガイドラインのレビューを優先事項にする。
  - 7) その他関連する問題

(結果)

冒頭、コーデックス事務局より、第 41 回総会（2018 年）では、CCGP に対し、手続きマ

ニュアル中の関連する既存のガイダンスに基づいて、電子的なコミュニケーションのみによる部会の進め方や運営に関する手続きのガイダンスを検討するよう要請すること、またその討議文書を事務局が作成することとしていたこと、その作成の過程で、FAO/WHO の法律部門に相談をしたところ、手続きガイダンスを第 31 回部会で議論する前に、まず法律的な観点から問題点を整理・分析が必要との意見があり、本作業文書を提示することになったとの説明があった。

FAO 法律部門が WHO 法律部門も代表して、電子的なコミュニケーションのみによる部会はコーデックスで長く行われてきており、今も行われていることはよく承知しているが、今次部会が本件について具体的に議論する初めての機会になり、法律的な観点から当該部会の手続き上の問題点に焦点を当てるのが適当との考えから、このような作業文書を用意したと説明があった。さらに、コーデックスは国連システムの一部であり、他の国連組織と手法を一致させる必要はあるものの、コーデックスは実質上メンバーによる運営がなされている組織であるため、法律部門からどうすべきと言うことはないが、規格を最終採択に諮るかどうかが意思決定に係る案件を物理的な会合を経ずに決定することは問題とみており、その点をよく検討してほしい旨発言があった。

議長より、まずはオープンな意見交換をした上で、提言毎に議論することが提案され、そのように進められることになった。

多くの国からは、電子的なコミュニケーションのみによる部会の中止には反対する意見が出され、作業を進める上で作業方法に様々な選択肢を設け、柔軟に対応できるようにすることが重要である、電子的な手法を用いることは包括性 (inclusiveness) を高め、コスト削減にもなる等の意見が出された。また、電子的なコミュニケーションのみによる部会を継続する場合はどのようにすれば国連のルールに適合するののかとの質問が出され、FAO 法律部門から、コンセンサスを形成するような複雑な作業は物理的な会合で行われるべきであり、手続きに関するような作業を行うことは可能だろう、ただし現在は進め方に関する枠組みがないので、明確なものが作られるべき旨回答があった。

意見交換において、多くの国から、電子的コミュニケーションのみによる部会の作業の手続き上のガイダンスの作成が必要であり、CCGP においてその作業を始めるべき、FAO/WHO の法律部門からの助言を踏まえ、電子的コミュニケーションのみによる部会で取り扱うことができる作業の種類を特定するために、更なる作業が必要であるとの意見が出された。

電子的コミュニケーションのみによる部会として作業を行った乳・乳製品部会 (CCMMP) の経験についても共有された。CCMMP においてプロセスチーズの議論が作業中止になったことは、電子的コミュニケーションのみによる部会の作業メカニズムの問題ではなく、扱っている問題の複雑さによるものだが、今後ガイダンスを検討する際には CCMMP の経験も考慮する必要があるとの意見が出された。また、電子的コミュニケーションのみによる部会が直面する課題は、物理的な会議にかかるものとバーチャルな会議にかかるものの両方に及ぶため、柔軟性のある作業メカニズムを検討することが必要との意見も出された。

議長より、EWG を設置してさらに議論を進めることが提案され、日本、米国、ニュージーランド、ドイツはこの EWG の作業を引き受ける意思を表明した。本 EWG の作業範囲は、休会中の部会だけではなく現在定期的に物理的な会議を開催しているが現時点で作業のない部会についてもカバーすることになった。

ヨーロッパの国々は、電子的なコミュニケーションのみによる部会に関する作業とは別に、EWG の参加を促進するためのガイダンスの作成やウェビナーなどの新しい技術の活用についても議論すべき、既存の EWG のガイドラインの見直しが必要と強く主張したが、米国、カナダ、豪州、ニュージーランドからは、EWG の参加の促進に関する問題は、第 73 回執行委員会（2017 年）で議論され、第 40 回総会（2017 年）において、各地域調整部会の議題に入れて議論することになったが、地域調整部会の開催が一年延期されたため、まだ結果が出ていない、CCGP は総会や他の部会から付託された事項を議論する部会であり、自ら新たな作業を議論する場ではない、まずは電子的コミュニケーションのみによる部会に関する作業に焦点をあてるべきと懸念を示した。本件は議題 6（今後の作業）で議論することになった。コーデックス事務局から、現在 CCGP に付託されていることは、電子的コミュニケーションのみによる部会に関する実践的なガイダンスを示すことであり、手続きマニュアルに含まれている既存のガイダンスの変更が必要になるかどうかはメンバーが決めることとなる旨補足説明があった。

WHO より、第 41 回総会（2018 年）で議論された CCSA を試行する提案について、総会では CCGP での検討を待つこととなっている旨リマインドされた。議長より、現時点では本件を議論するのは時期尚早なので、後の段階で議論することとする旨発言があった。

#### （結論）

部会は、ニュージーランドを議長、米国、ドイツ、日本を共同議長とする電子作業部会を設置し、今次部会に FAO・WHO 法律部門が提示した作業文書（CX/GP 19/31/3）及び今次部会におけるコメントを考慮しつつ、①電子的なコミュニケーションのみによる部会によって行われるのに適した作業を特定するクライテリアと手続きガイダンスを作成する、また②電子的なコミュニケーションのみによる部会の手続きの変更が必要かどうかを検討し、必要に応じて部会に提言する作業を行い、次回第 32 回部会に報告することに合意した。

### 議題 4. コーデックス規格における事例の使用

#### （経緯）

第 23 回 CCFICS（2017 年）における「国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイダンス案」の議論に際し、ブラジルは、コーデックス規格に事例を含めることについて、事例は食料セクターの全ての分野に関連するものではなく、異なる文脈で不適切に使用される可能性があるとして、付属書 B にある評価指標の事例を本案から削除し、情報文書（Information Document）としてコーデックス事務局のウェブサイトに掲載すべきとコメントしていた。第 40 回総会（2017 年）において、本案は最終採択されたが、コーデックス文書における事例の使用に関するガイダンスの作成について、将来的に CCGP で議論することに合意した。これを受けて本件は今次部会の議題となり、コーデックス事務局が議論を円滑に進めるための作業文書を提示している。

コーデックス事務局の作業文書では、事例の使用に関する過去の議論と状況、コーデックス規格及び情報文書における事例の使用例を整理し、下記のことを結論として述べている。

- ・ コーデックスの各部会が規格の策定作業において規格に事例を含めるかどうか検討し、その後総会が規格の採択を検討する。事例は規格を明確化し、重要な概念、特に規格を実施する際の利用可能なオプションを示すものであり、その規格において不可欠な部分である。事例を含めることに関する具体的な懸念はこれまで関連する部会や総会において取り扱われてきたが、限定的である。
- ・ コーデックスの各部会は、事例を含めることを検討する際、理解しやすい文書を作成するよう努め、第12回部会（1996年）及び第22回総会（1997年）が出した「コーデックス文書に含まれる説明資料は文書の解釈のために適した程度とすべき」との結論に従って進めてきた。また手続きマニュアル中の「特定の品目のための衛生実施規範の策定及び改訂に関するガイドライン」では、文書の解釈のために説明資料を要することのないよう十分明確に透明性の高い方法で文書は作成されるべきとして、事例は明確に作成された文書の代わるものではないことを示している。このガイドラインは他の部会にも適用できるかもしれない。
- ・ 関連する部会や総会において規格に事例を含めることが適当ではないとされた場合、事例を利用可能にする他のオプション、例えば第28回部会（2014年）及び第37回総会（2014年）によって定義される情報文書、FAO及びWHOによる出版物等が使用されてきた。

コーデックス事務局は、上記の結論を基に、下記を提言している。

- 1) 事例の使用について、各部会は、利用可能な様々なオプションをケースバイケースでうまく使用している。事例の性質や使用の背景は様々であり、この問題に関する具体的なガイダンスを作成することは実用的ではない。
- 2) しかしながら、適切と考えられる場合、既存のガイダンスを用いて何らかの一般原則を作成し、手続きマニュアルの第2章にある「コーデックス規格及び関連文書への特定の条項の包括に関するガイドライン」に組み込むことができるかもしれない。

#### （結果）

具体的なガイダンスの作成について、事例は文書の解釈を助けるものであり、各部会においてよく検討の上使用されていること、また事例の性質や使用の背景は文書によって様々であることから、事例を使用するかどうかの柔軟性は引き続き必要であるとして、作成には否定的な意見が多く出された。

一方、事例の使用そのものに対し、事例は文書の解釈を助けるものであることは認めるものの、それがどのような形式であっても、文書の不可欠な部分（integral part）とみなされる旨第14回部会（1999年）の報告書でも記されており、WTO上事例がどのように取り扱われるか懸念する意見が出された。また、文書を明確に記述すれば、事例での追加的な説明は不要となり、WTO上の取扱いの懸念を避けるためにも事例を含めるべきではなく、必要な場合は情報文書を活用すべきとの意見も出された。しかしながら、情報文書の活用について、総会で承認された文書ではないことから、解釈の混乱を避けるためにもコーデックス文書中で引用することは控えるべきとする意見も出された。

「これは事例である」旨文書中に明記することや脚注を活用することも提案されたが、

コーデックス事務局より、コーデックス文書の中の事例が、WTO の紛争処理手続きの中で、判断の根拠にされたことはこれまでないが、コーデックス文書に含まれるものは脚注であっても事例であっても文書中に不可欠な部分としてみなされ、国際基準としてみなされるだろう、コーデックス文書に事例を入れるかどうかは、各部会で注意深く検討し、合意した上で入れるべき旨補足説明があった。

(結論)

部会は、事例は明確に作成された文書に代わるものではなく、文書の例示のみが目的であること、各部会が慎重に検討した上で使用する必要があることに広く合意があった。

また、事例の使用に関する具体的なガイダンスの作成について、各部会は、利用可能な様々なオプションをケースバイケースでうまく使用しており、事例の性質や使用の背景は様々であることから、現時点でその必要はないことに合意した。

## **議題 5. CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報**

### **第 1 回 FAO/WHO/アフリカ連合 (AU) 主催世界食品安全会議及び FAO/WHO/WTO 食品安全と貿易に関する国際フォーラム**

FAO 及び WHO の活動として、FAO の代表より、本年 2 月にアディスアベバ (エチオピア) において、食品安全の問題に関する世界的な関心を高めること等を目的として、第 1 回世界食品安全会議が開催され、119 か国が参加したことについて紹介された。また、FAO と WHO を代表して、会議の開催を支援した国 (カナダ、EU、ドイツ、ノルウェー、オランダ、米国) に謝意が示された。

さらに、そのフォローアップとして 4 月にジュネーブ (スイス) で開催される食品安全と貿易に関する国際フォーラムでは、貿易に影響を与える可能性がある食品安全の問題について議論される予定であり、これまで 138 か国が参加登録をしている旨紹介された。

また FAO の代表は、議場配布文書 (CRD) を通じて、複数の国から食品安全に係る緊急の問題を定期的に議論することの重要性が指摘されていることを踏まえ、地域調整部会がそのような意見交換のための場を定期的に提供すべきであることを強調した。

会議に参加した国々 (北米、欧州、アフリカなど) から、世界食品安全会議の成功とアフリカ連合のホストへの祝意と食品安全と貿易に関する国際フォーラムの成功に期待の意が示された。

### **世界食品安全デー (World Food Safety Day (WFS)) (6 月 7 日)**

FAO の代表より、2018 年 12 月 20 日に、国連総会が世界食品安全デーを宣言する決議を採択したこと、2019 年が第一回 WFS となり、FAO の事務局長室はその祝賀準備に直接関心を持っていること、WFS に関する最新の情報は、コーデックス事務局 HP にもリンクが貼られている WFS ウェブサイトで入手可能である旨紹介された。

WHO の代表より、各国においてそれぞれの食品安全の推進活動が既に設けられているため、WHO は FAO と共に、各国における食品安全の推進活動に使用できる情報とツールを提供することにより、WFS の祝賀を支援することとしている旨紹介された。

## WHO の関連事項

WHO の代表より、2019 年から 2023 年までの期間をカバーする WHO 第 13 回一般作業計画が 2018 年 5 月に採択されたことについて紹介された。本作業計画では、コーデックスを含む WHO の作業の影響を国レベルで測定することに重点が置かれており、40 を超える指標に対して監視されるため、次期コーデックス戦略計画において、コーデックス規格の使用と公衆衛生の向上への影響に関する監視が強化されることを期待する旨発言があった。

また、WHO の代表より、WHO 本部と国際がん研究機関 (IARC) との関係の発展についても報告された。WHO と IARC との間の作業の重複を避ける必要性について両機関の協議が行われ、2018 年 5 月に IARC 理事会が暫定標準作業手順を採択したこと、しかしながら、まだ作業の重複は完全には排除されていないため、WHO の代表は IARC 加盟国に対し、IARC 理事会を通じて適切に監督するよう呼びかけた。

## 食品安全に関する科学的助言のための資金

FAO の代表から、2016 年の農業委員会 (COAG) 以降、本件に係る持続可能な資金拠出の問題は、FAO 計画委員会及び理事会において議論されてきたこと、翌週に予定されている FAO 計画委員会においてもさらに議論される予定との情報提供があった。

EU から、コーデックスの作業の重要性を強調し続けることを目的として、次回第 42 回総会に、科学的助言に関する持続可能な資金拠出に関する討議文書の提出を予定していること、その内容は FAO と WHO に通常予算からの十分な拠出を促す内容であること、さらに全地域調整国に送付したので多くの国に文書への署名をお願いしたい旨発言があった。

これに対し、WHO の代表から、持続可能な資金拠出に関する議論を歓迎するが、WHO は分担金が 20%のみであるという特有の歳入構造を持つため、世界保健決議 (WHA) において高い優先順位付けが決定されなければ、特定の作業分野の人員と活動にコア予算が配分される可能性は低いとの説明があった。

## 議題 6. その他の事項

### 議題 6.1. CCGP の付託事項の範囲内での新たな将来の問題に関する討議文書 (フランス作成)

複数の国から、CCGP の ToR は、「総会によって付託された手続き上及び一般的な問題に対処すること」であり、フランスが用意した CCGP における今後の作業の道筋を示した文書における多くの項目は総会によって付託されているものではなく、他の部会の管轄ではないかと懸念が示された。これに対し、コーデックス事務局からは、第 29 回部会において、CCGP の ToR の改訂の議論の際に、CCGP が総会へ新たな作業を提案することを妨げるものではない旨確認している旨説明され、作業文書に沿って議論されることになった。

#### 1. コーデックスにおける規格策定作業の促進 (EWG のガイドラインの見直し) (提案内容)

EWG の活用によりコーデックス規格策定作業の迅速化とペーパーレス化が進み、より効果的な参加と物理的な会議のコスト削減につながっている。EWG はコーデックスにおける非常に成功した作業手法だが、第 73 回執行委員会及び 40 回総会 (2017 年) に提示された

コーデックス事務局による定期的レビューにおいて、EWG からの報告内容に決まったルールがなく、議長や共同議長の裁量に委ねられている結果、EWG によってマネジメントと成果物が大きく異なり、EWG の運営には改善の余地があることが示された。また、新しい技術（ウェビナー）が CCFICS の物理的作業部会において試験的に導入されており、CCGP が電子のコミュニケーションのみによる部会の手続きガイダンスに取り組むことにより、それを EWG の作業管理の改善に活用できる可能性がある。

（結果）

議題 3 の議論同様、CCGP において EWG のガイドラインの検討を直ちに開始したい意見と否定的な意見に分かれた。事務局が作成する予定の EWG の作業に関する実践的なガイダンスを次回 CCGP に提示し、意見を求めてはどうかとの意見も出された。

コーデックス事務局から、コーデックス事務局が第 40 回総会（2017 年）から要請された役割は、①第 73 回執行委員会（2017 年）の作業文書及び報告書に示されている項目に沿って EWG に関する実践的なガイダンスを作成すること、②地域調整国と協力し、EWG への積極的な参加への障壁を検討し、可能な解決策を特定すること、またその問題が今後の地域調整部会の議題に盛り込まれるようにすること、さらに③現行のコーデックス戦略計画（2014-2019 年）の実施に関する報告書に活動実績として記録することである。作業量の多さや地域調整部会の延期により、進んでいない作業もあるが、ほぼ全ての地域で一連のワークショップを開催し、今後も要請に応じてコーデックスコンタクトポイント（CCP）と EWG の議長を対象にした訓練の機会を提供する予定との説明があった。

（結論）

コーデックス事務局による 2016/2017 定期的レビューの勧告の実施を完了するまで、「電子的作業部会のためのガイドライン」の見直しのための新規作業提案の検討を待つことになった。

## 2. 持続可能な開発目標（SDGs）の文脈でのコーデックスの結果のモニタリング

（提案内容）

第 74 回執行委員会（2017 年）においてコーデックスにおける SDGs への貢献が調査された際、SDGs の目標 2（飢餓をゼロに）、目標 3（すべての人に健康と福祉を）、目標 12（つくる責任、つかう責任）、目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）におけるコーデックスの役割が重要であることが明らかになり、次期コーデックス戦略計画（2020-2025）においてもコーデックスと SDGs との関係を含めることに合意した。このため、戦略計画の監視の一部として、コーデックスの SDGs のこれらの目標への貢献を示すための指標を CCGP において検討する。

（結果）

コーデックス事務局からは、総会議長と事務局は国連経済社会理事会から、コーデックスではどのように SDGs の達成を実施するのか情報を提供するよう要請を毎年受けており、事務局としては各国における SDGs の取組を監視するようなことも何かできるのではないかと考えると発言があった。

各国からは様々な意見が出された。

- SDGs は、加盟国が自国の優先事項に従って使用するための自主的な目標であり、コー

デックスのマンデートを超えている。

- コーデックスの作業は SDGs の達成という点で重要であり、コーデックスの貢献が認識されていることは認めるが、SDGs の達成に向けた進捗状況を報告する主な責任は加盟国と親組織（FAO/WHO）にある。コーデックスの限定的なリソースを本件に費やすべきではない。
- コーデックスは FAO/WHO の合同機関であり、コーデックスにおいて SDGs への対応方法に関するメカニズムを検討することは有用。このようなメカニズムはコーデックス戦略計画を実施する過程で開発することができるだろう。
- SDGs の達成状況の監視は地域調整部会を活用できるだろう。

議長より、SDGs は国連システムで活動するすべての関係者にとって重要であり、コーデックスの作業と 4 つの SDGs の間の密接な関係が指摘され、新しいコーデックス戦略計画でも言及されていると述べた。議長はさらに、親組織によるいかなる努力にも影響を与えずに FAO と WHO の報告に貢献することが重要であると述べた。議長は、SDGs の達成に向けた進捗状況を監視することは CCGP の仕事ではないが、コーデックス規格の貢献を表すことのできる指標の提案は CCGP の作業範囲内になり得ると指摘し、次回部会で議論すること、作業文書はフランス政府が準備するとして議論は終了した。

（結論）

次回部会にフランス政府が作業文書を用意することになった。

### 3. 食品偽装/食品の清廉性(integrity)／信憑性(authenticity)

（提案内容）

第 24 回 CCFICS（2018 年）において、食品偽装に対し CCFICS が果たすべき役割について更に検討し、またコーデックスの各部会に通知することに合意したことから、今後 CCFICS の議題だけではなく CCGP を含む他の部会の議題になる可能性がある。

（結果）

豪州（CCFICS 議長国）より、本件に係る第 24 回 CCFICS の合意内容を引用しつつ、既に CCFICS で議論を進めており、必要に応じて CCFICS が新規作業を提案することになるとの発言があった。また EWG の作業スケジュールが改めて説明され、登録を呼びかけた。他国からも CCFICS のリーダーシップで進めている作業であり、CCGP は立ち入るべきではないと懸念する意見が出された。それ以上の議論は行われなかった。

（結論）

CCGP での作業は行われたい。

### 4. 消費者情報

（提案内容）

食品偽装の問題へ対応することを目的として、CCGP において、食品表示によりどのように消費者へ情報を提供するかや新しい技術の利用可能性について検討する。

（結果）

カナダ（食品表示部会（CCFL）議長国）より、本件は前回 CCFL で問題提起され、今後の CCFL で議論を予定している。本件は CCFL で行う作業であるとの発言。複数の国がこれを

支持した。CCGP での作業を支持する意見はなく、それ以上の議論は行われなかった。

(結論)

CCGP での作業は行われたい。

## 5. コーデックス規格の適用のための監視 (observation) の構造

(提案内容)

次期コーデックス戦略計画 (2020-2025) の初期の草案において、戦略目標 3「コーデックス規格が世界的に使用される」が含まれている。コーデックス規格の使用は、国内法の制定のため、食品の安全性を証明するためのベンチマークとして、規制を策定するための枠組みとして、あるいは各国間の輸出入規制のための指針として等多岐に渡るため、コーデックス規格がどのように使用されているかの全体像を把握する必要がある。利用可能な世界的なデータの収集やこの作業に特化する体制の整備の必要性が考えられ、CCGP は、コーデックス規格の適用に関する知見を強化するための最も適切なアプローチを議論すべき。

(結果)

議長より、国際獣疫事務局 (OIE) が経済協力開発機構 (OECD) と協力して OIE 規格の実施状況を監視するシステムを立ち上げた。コーデックスでもコーデックス規格がどのように適用されているかを監視するための構造を議論することができるかもしれないとの発言があった。

各国からは作業の価値、方法論、リソースの観点の課題について様々な意見が出された。

- ・ 「使用」の定義が疑問。民間規格で使用されている場合は「使用」に含めるのか。
- ・ 地域調整部会が取組んでいる作業との重複がある。多くのリソースを必要とする作業にコーデックスのリソースを有効に使うべき。
- ・ どの程度の情報が必要なのか、どのように監視を実施するのか不明確。監視方法と質問によっても結果が決まるだろう。
- ・ 次期戦略計画にも含まれており、今後の CCGP で議論することは有益。
- ・ 日本は、日本が地域調整国の時、アジア地域調整部会の議題の一つとして「コーデックス規格の使用状況」があり、このため、各国に送るクエスチョネアを作成した。当初、詳細なクエスチョネアを用意したが、コーデックス事務局から回答率が低くなるとの指摘があり、シンプルなものにしたが、それでも回答率が悪かった。クエスチョネアの作成をどのようにするか課題。次回地域調整部会の議題に含まれるので、その結果を待つべき。
- ・ WTO の SPS 通報による監視や地域調整部会によるアンケート調査の試みはうまくいっていない。
- ・ コーデックス規格は必須ではなく、どのように使用されているかを正しいツールにより把握することは重要。
- ・ 先に進める前に OIE の経験を参考にし、また重複を避けるよう努めるべき。

部会は、このトピックが重要であり、問題のより詳細な分析を行うことに価値はあるものの、議論を進展する前に慎重な検討が必要との意見に合意があった。

フランスが EWG を設置し具体的要素を検討したいと提案したことを受け、議長も次回部会で議論するための文書を作成する EWG の設置を進めようとしたが、コーデックス事務局

より、EWG の設置は可能だが、具体的な作業範囲が現時点では不明、フランスが討議文書を作成する作業に他の国が協力することはできると指摘した。結果、EWG ではなく、フランスと有志の国で次回 CCGP に提出することになった。

(結論)

今次部会での各国からのコメントを考慮して、次回部会にフランス政府が他の関心国とともにコーデックス規格の使用の監視に関する作業文書を用意することになった。

## 6. 他の国際機関との協調の改善のためのシステム

(提案内容)

第 41 回総会 (2018 年) に提示されたコーデックス事務局によるコーデックスの作業管理に関する定期的レビューにおいて、他の食品の国際基準策定機関との関係の改善のためのいくつかの分野が特定され (参考文献の定期的な見直し、重複または矛盾する規格を回避するためのメカニズム等)、執行委員会がこの問題を引き続き検討していく予定となっているが、CCGP が包括的な議論を行う場になりうる。

(結果)

コーデックス事務局より、現時点では執行委員会で議論することになっており、次回第 77 回執行委員会 (2019 年) でさらに検討される予定と発言。それ以上の議論は行われなかった。

(結論)

CCGP での作業は行われぬ。

## 7. 手続きマニュアルの構成の見直し

(提案内容)

手続きマニュアルは版を重ねて使いづらくなっていることから、CCGP において、現在の手続きマニュアルは必要な情報を入手しやすい構成になっているか、また改善が必要かどうか検討する。

(結果)

コーデックス事務局より、今次部会直前にウェブサイトに掲載された CRD が紹介され、コーデックス事務局は手続きマニュアルをより利用しやすく、オンラインバージョンを活用して検索しやすくすることを考えており、次回部会の議題に含めたいとの提案があった。一部のメンバーより、手続きマニュアルの内容を削ったり中身を何か変えたりするのかと懸念の声が上がったが、コーデックス事務局から、内容は何も変えず、使いにくいので少し構成を変える等して利用しやすくすることを検討したいとの説明があった。多くのメンバーがこの提案を歓迎した。

メンバーから、コーデックス事務局が作成している「議長のためのガイドブック」は新しい議長のために役立つので、ウェブサイトに掲載する等してほしいとの要望が出された。コーデックス事務局から、この部会の直後に予定されている議長ワークショップ (総会議長・副議長及び各部会議長が参加する) において内容について意見をもらい、更新することとしており、将来的にはウェブサイトで掲載するようにしたいとの回答があった。

FAO から、「ファシリテーションとコンセンサス形成に関するガイド」を準備中である、

コーデックス信託基金（CTF2）によるガーナでのプロジェクトにおいて、交渉の仕方やコンセンサスの取り方を学びたいとのリクエストがあり、既にトレーニングツールとして活用している、本ガイドは近々完成する予定との情報提供があった。

（結論）

次回部会にコーデックス事務局が手続きマニュアルの様式と構成に関する文書を用意することになった。

＜コーデックス文書の改訂/修正に関する今後の作業（コーデックス事務局による提案）＞

コーデックス事務局より、コーデックス規格の「改訂(revision)」と「修正(amendment)」の区別が実用的ではなく、その改善を図るため、コーデックス規格の改訂/修正の履歴情報がわかる新しいナンバリングシステムの導入したい、また特に休会中の部会と特別部会において、改訂/修正の提案手続きの検討を行いたいとして、提案が紹介された。

メンバーから執行委員会に提出することを要請され、また文書がウェブサイトに掲載されるのが遅かったことへの不満も示された。コーデックス事務局は、執行委員会は多くの作業を抱えているため直近の執行委員会には提出せず、より詳細な討議文書を次回部会に提出する予定であると回答した。

（結論）

次回部会にコーデックス事務局が討議文書を用意することになった。

## **議題 7. 次回会合の日程及び開催地**

議長より、2020年3月23日～27日にフランス国内において開催予定との情報が共有された。

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項	今後のアクション
<p>電子的なコミュニケーションのみによる部会のためのガイドダンス</p> <p>a. 電子的なコミュニケーションのみによる部会によって行われるのに適した作業を同定するクライテリアと手続きガイドダンスを作成する</p> <p>b. 電子的なコミュニケーションのみによる部会の手続きの変更が必要かどうかを検討し、必要に応じて部会に提言する作業を行う。</p>	<p>電子作業部会（議長：ニュージーランド、共同議長：米国、ドイツ、日本）</p> <p>第 32 回 CCGP</p>
<p>コーデックス事務局による 2016/2017 定期的レビューの勧告の実施を完了するまで、「電子的作業部会のためのガイドライン」の見直しのための新規作業提案の検討を待つ</p>	<p>コーデックス事務局</p> <p>第 32 回 CCGP</p>
<p>SDGs との関連におけるコーデックスの作業結果の監視に関する討議文書</p>	<p>フランス</p> <p>第 32 回 CCGP</p>
<p>コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書</p>	<p>フランス</p> <p>第 32 回 CCGP</p>
<p>コーデックス手続きマニュアルの様式と構造に関する文書</p>	<p>コーデックス事務局</p> <p>第 32 回 CCGP</p>
<p>コーデックス文書の改訂・修正に関する討議文書</p>	<p>コーデックス事務局</p> <p>第 32 回 CCGP</p>

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 13 回食品汚染物質部会 (CCCF)

日時：2019 年 4 月 29 日（月）～5 月 3 日（金）

場所：ジョグジャカルタ（インドネシア）

### 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（JECFA（FAO/WHO 食品添加物専門家会議）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）の中の特定の品目中の鉛の最大基準値の原案（ステップ 4）
6	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4）
7	精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類（3-MCPDEs）及びグリシジルエステル類（GEs）の低減に関する実施規範案（ステップ 7）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及びサンプリングプラン原案（ステップ 4 に留め置き）
9	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシシン及びオクラトキシシン A の最大基準値及びサンプリングプラン原案（ステップ 4 に留め置き）
10	規制値又は確立されたリスク管理の枠組みがない食品汚染物質の事例におけるリスクアナリシスに関するガイドライン案（ステップ 7）
11	優先順位付けアプローチによる品目中の鉛の最大基準値の新規設定に関する討議文書

12	キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書
13	食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂に関する討議文書
14	カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
15	追加の魚種中のメチル水銀の最大基準値の設定に関する討議文書
16	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアン化水素酸の最大基準値の設定及びこれら食品中のかび毒含有実態に関する討議文書
17	穀類（小麦、トウモロコシ、ソルガム及びコメ）、穀粉、乳幼児向け穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値の設定に関する討議文書
18	最大基準値の策定のためのデータ解析に関する一般ガイドライン
19(a)	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト
19(b)	JECFA の評価結果に対するフォローアップ作業
20	CCCF の今後の作業計画
21	その他の議題及び今後の作業
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

（参考文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値などの各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF/13 INF1）を日本がオランダと共同作成している。

（参考情報）

※ 仮議題 8 及び仮議題 9 は、前回会合の合意事項に基づき本会合では議論されない。ただし、第 57 回執行委員会は直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及びサンプリングプランを終わらせるための手続きを迅速化するよう CCCF に対して勧告。

## 第 13 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：2019 年 4 月 29 日（月）～5 月 3 日（金）

場所：ジョグジャカルタ（インドネシア）

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題 1. 議題の採択

事前に送付されている仮議題案の是非を求めるものである。

我が国としては、参加国、議長、事務局等からの提案に適宜対処したい。

#### 仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 41 回総会（CAC）（2018 年）及び各部会からの付託事項について、コーデックス事務局からの情報収集に努め、適宜対処したい。

なお、第 39 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2018 年）からの以下の付託事項については、部会での議論が予定されている。

#### 魚類中のメチル水銀の最大基準値に関するサンプリングプラン

（経緯）

第 39 回 CCMAS（2018 年）は、第 12 回 CCCF（2018 年）から付託されたサンプリングプラン<sup>\*</sup>を以下の理由から承認せず、CCCF に再検討を求めるために差し戻すことに合意。

<sup>\*</sup>サンプリングプラン：ロットから抜き取るサンプルの大きさ（数・量）と合否判定基準の組み合わせのこと

- サンプリングプラン中の水銀及びメチル水銀の分析法の性能規準については、手続きマニュアル及び分析サンプリング法に関する一般規格（CXS 234-1999）の仕様や要求事項に適合するように、分析目的対象、回収率を追記修正したものを CCMAS が承認するとともに、規準に適合する分析法の例を収載。このため、元々手続きマニュアルに記載されていた一般論については、改めて記載する必要はないこと。
- 複数の代表団から、測定の不確かさはロットのコーデックス基準への合否判定に用いるべきでなく、既に採択されている食品汚染物質のその他のサンプリングプランとも整合していないとの意見があったこと。

また、第 39 回 CCMAS は、CCCF からのサンプリングプランに関する質問事項（大型魚の分析部位等）は、CCMAS の権限外であるため回答できない旨を CCCF に報告。

今次会合では、CCMAS の議論の結果を受け、サンプリングプランについて再度議論される予定である。

（対処方針）

我が国としては、①CAC で採択された最大基準値（ML）の適用部位と整合を図り、サンプリングの段階でも「内臓を除く」旨を明記すべき、②合否判定における分析の

不確かさの取扱いをサンプリングプランに含めるか否かについては、他の汚染物質のサンプリングプランと整合を図り記載する必要はない、③大型魚の分析部位については middle parts よりも明確に規定すべき等の立場で対処したい。

### 仮議題 3. FAO 及び WHO (JECFA (FAO/WHO 食品添加物専門家会議) を含む) からの関心事項

FAO 及び WHO 並びに JECFA が食品中の汚染物質及び毒素に関して実施した作業及び実施予定の作業について説明がなされる予定である。

情報収集に努め、適宜対処したい。

### 仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

(経緯)

現時点では、FAO/IAEA (国際原子力機関) の食料・農業における原子力技術共同事業部から、CCCF に関連する作業報告等がなされる予定である。

2016 年 4 月に FAO、IAEA 及び WHO において策定された「食品と飲料水中の放射性核種の放射能濃度に係る基準」(TECDOC-1788) は、平常時における食品及び飲料水に由来する放射能 (放射線) の管理について、適用範囲にかかる既存の各国等の推奨事項を示していたところ、適用する場合の範囲、放射線防護基準及び用語が一貫していないことが明らかになっていた。IAEA 等によるプロジェクトでは、平常時の食品中の放射線の管理に係る技術文書の策定を進めているが、食品安全と貿易の側面から慎重な検討を要していること、また、緊急時における関連の基準との整合性の確保も重要であることから、IAEA より、CCCF に対して、第 14 回 CCCF (2020 年) において以下を目的として討議文書を作成するため、食品中の放射能 (放射線) (原文では radioactivity) に関する電子作業部会 (EWG) の設置が提案されている。

- 平常時において食品から検出される人為的及び自然由来の放射能 (放射線) についての検討
- 食品中の放射能 (放射線) についての明確な問題の提起
- 食品安全及び貿易上の問題についての検討
- 第 14 回 CCCF において検討するための結論と勧告の提供

(対処方針)

情報収集に努め、適宜対処したい。

### 仮議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) の中の特定の品目中の鉛の最大基準値の原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 73 回 JECFA (2010 年) は、従来の鉛の PTWI (暫定耐容週間摂取量) の水準では子供の IQ 低下や成人の血圧上昇への関与が疑われたことから PTWI を取り下げた。また、鉛の暴露とそれらの健康影響に明確な閾値が認められなかったことから新たな PTWI を設定するのは適切ではないとして、リスク低減のために食品由来の鉛暴露の低減対策をとるべきと勧告した。

この評価結果を受けて、第6回 CCCF（2012年）以降、GSCTFF<sup>※</sup>に収載されている食品中の鉛の最大基準値（ML）の改訂（合理的に達成可能なできるだけ低い水準への見直し）作業が続けられている。今次会合では、米国を議長とする EWG から、各国から提出された最新の実態調査データ（日本はワインのデータを提出）に基づいて、ワイン及び食用内臓に関して勧告された下表の ML 原案について検討が行われる。

※GSCTFF: 食品及び飼料中の汚染物質の ML 設定の規準や、総会で採択された ML が収載されているコーデックス規格

品目	ML (mg/kg)		備考
	現行	改訂原案又は原案	
ワイン	0.2	0.05 又は 0.1	ML 策定日以降に収穫されたブドウを原料とするものに適用
酒精強化ワイン	-	0.15	
牛の内臓	0.5	0.15	
豚の内臓	0.5	0.15	
家禽の内臓	0.5	0.1	

（対処方針）

我が国としては、ALARA の原則（As Low As Reasonably Achievable（合理的に達成可能な範囲でできる限り低くするとの考え方））に基づき、ML の改訂、設定による経済的な影響、本作業における議論の一貫性を考慮し、ML を改訂又は設定すべきとの立場で対処したい。

#### 仮議題 6. チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4） （経緯）

前回会合（第12回 CCCF）（2018年）において、総乾燥カカオ固形分が50%以上70%未満である又はその旨の表示があるチョコレート中のカドミウムの ML を 0.8 mg/kg、総乾燥カカオ固形分が70%以上である又はその旨の表示があるチョコレートの ML を 0.9 mg/kg とすることで合意し、第41回 CAC（2018年）においてステップ5/8で最終採択された（ペルーが留保）。

今次会合では、総乾燥カカオ固形分が30%未満のチョコレート、総乾燥カカオ固形分が30%以上50%未満のチョコレート及びカカオパウダー（総乾燥カカオ固形分100%）の ML 原案がそれぞれ議論される。

EWG（議長：エクアドル、共同議長：ブラジル、ガーナ）は、

- EWG メンバー間では明確なコンセンサスが得られなかったこと、
  - 総乾燥カカオ固形分が50%未満のチョコレートの分類について実態調査データに基づいて ML を計算すると第41回 CAC（2018年）で採択された総乾燥カカオ固形分が50%以上の ML と比較して不整合が生じること、
  - 以上のことから現時点では ML 原案を提示することができないこと、
  - 1つの地域からより多くのデータを取得することで、現在の実際の汚染状況を把握できることは結果からも明らかであること、
  - 以上の事実から、JECFA に新たな評価の要請の提案を検討すること、
- を討議文書で報告している。

これを受けて、今次会合では各国に対して、ML 設定に代わる措置として以下の事項について検討してコメントすることが求められている。

1. 現時点のデータ解析の結果に明らかな不整合があることを考慮し、すべての ML を再評価するために、GEMS/Food\*データベースの強化を継続するとともに、すべてのカテゴリーのチョコレート及びカカオパウダー中のカドミウムについて新たにデータコールを要請する。
2. 第 7 回 CCCF (2013 年) において、JECFA 事務局が近い将来に追加のデータが利用可能となればリスク評価を更新すると表明したことを考慮し、JECFA に新たに再評価を要請する。
3. 検討中のチョコレート及びカカオパウダーのカテゴリーについて、ML の原案作成を延期する。
4. 現在のデータ及び討議文書の結論に記載の数値に基づいて、検討中のチョコレート及びカカオパウダーのカテゴリーについて ML を設定する。
5. チョコレート及びカカオパウダーのカテゴリー毎のデータ解析では、大量のデータにばらつきがあるため、チョコレート中のカドミウムを測定するための標準的な方法論に取り組むように CCMAS に要求することを推奨する。

※GEMS/Food : WHO の地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラムの略称であり、WHO が食品中の汚染物質の濃度や食品消費量のデータベースを運営している。記載されたデータは、JECFA による評価や CCCF における議論に使用される。日本では、農林水産省消費・安全局、国立医薬品食品衛生研究所、国立健康・栄養研究所の 3 機関が協力機関として登録されている。(https://extranet.who.int/gemsfood/)

(対処方針)

JECFA の評価ではチョコレートに由来するカドミウムの暴露が健康に与える影響は小さいとされていることを踏まえ、ML の設定に当たっては、ALARA の原則に従い、適切な水準の ML の設定が検討されるべきとの立場で対処したい。

## 仮議題 7. 精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類 (3-MCPDEs) 及びグリシジルエステル類 (GEs) の低減に関する実施規範案 (ステップ 7)

(経緯)

第 40 回 CAC (2017 年) において、本実施規範の作成が新規作業として承認された。前回会合 (第 12 回 CCCF) (2018 年) において、①油脂原料の生産、②搾油・精製、③精製後の処理、④加工食品の製造にあたっての選定及び使用の各段階における 3-MCPDE 及び GE 低減対策を盛り込んだ実施規範原案が議論された。

議論の結果、我が国等の提案に基づき、

- 対象油種について、より安全な乳児用調製乳の製造のため、植物油に加え、原料油種として使用される魚油も含め、精製油全般を対象とすること
- 対象技術について、産業レベルで効果が実証され、実際に製造事業者が実施している技術のみとすること

等が合意され、第 41 回 CAC (2018 年) においてステップ 5 で予備採択された。また、EWG (議長：米国、共同議長：EU 及びマレーシア) を設置し、さらに検討を行うこととされた。

今次会合では、植物油について前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）で実行可能性に疑義が示されたいくつかの低減技術のほか、魚油など、植物油以外の精製油に適用可能な低減技術について、我が国を含め EWG に参加したメンバーや事業者団体等が情報を持ち寄り作成した案について、議論される予定である。我が国は、植物油、加工油脂、魚油、乳児用調製乳等の関係事業者と連携して低減技術に関する情報を継続的に提供し、実施規範案に反映した。

（対処方針）

本実施規範は、食品中の 3-MCPDE 及び GE の濃度を国際的に低減する上で極めて重要である。我が国としては、これまでに関係事業者と連携して提供した低減技術の情報も反映済みであることから、文書中の構成や表現形式について、コーデックス委員会における既存の実施規範との整合性を図るなどの修辭的修正を加えた上で、ステップ 8 での最終採択を CAC に諮ることを支持するとの立場で適切に対応したい。

#### **仮議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及びサンプリングプラン原案（ステップ 4 に留め置き）**

前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）において、落花生中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）を確実に実行するために ML 原案をステップ 4 に留め置くこと、3 年後に JECFA がデータコールを行うこと、第 15 年 CCCF（2021 年）で検討するためにデータが提出された段階で EWG を再設置することに合意している。

そのため、今次会合では議論されない。

#### **仮議題 9. ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシ及びオクラトキシ A の最大基準値及びサンプリングプラン原案（ステップ 4 に留め置き）**

前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）において、香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を各国が実施する時間を確保するため ML 原案をステップ 4 に留め置くこと、3 年後に JECFA がデータコールを行うこと、将来の CCCF において原案を検討するためデータが提出された段階で EWG を再設置することに合意している。

そのため、今次会合では議論されない。

#### **仮議題 10. 規制値又は確立されたリスク管理の枠組みがない食品汚染物質の事例におけるリスクアナリシスに関するガイドライン案（ステップ 7）**

（経緯）

ニュージーランドは、第 30 回一般原則部会 (CCGP)、第 48 回残留農薬部会 (CCPR)、第 71 回執行委員会 (CCEXEC)、第 39 回 CAC（すべて 2016 年）において、食品中に低濃度で意図せずに (inadvertently) 存在する化学物質に対し、国際的に調和した方法でリスクアナリシスを進めていくべきとしてガイドラインの作成を提案。第 39 回 CAC において、本件は CCCF で議論すべきとの第 71 回 CCEXEC の勧告に合意し、第 11 回

CCCF（2017年）は新規作業に合意し、第40回CAC（2017年）において新規作業が承認。

前回会合（第12回CCCF）（2018年）では、EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：オランダ）が作成した原案を会期前に開催された物理的作業部会（PWG）で修正した案について議論し、さらなる検討が必要な事項を括弧書きとしたままで、ステップ5で予備採択することに合意。第41回CAC（2018年）ではステップ5で予備採択された。

再設置されたEWGが作成した案について、今次会合の会期直前に再度PWGを開催し、案の検討が行われる予定である。

EWGでは、主にガイドラインの対象となる汚染物質、対象とならない汚染物質を明確にするための「適用範囲」の改善、カットオフ値（注：リスク管理の対象となっていない想定外の食品汚染物質が検出された際に、さらなるリスク管理の要否を判断する物質の濃度）（1 µg/kg）の設定、ガイドラインのタイトルを簡潔なもの（規制されていない食品汚染物質のリスクアナリシスのガイドライン）への修正等が行われた。

（対処方針）

我が国としては、本ガイドラインが消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保の観点から、実践可能で有用なものとなるよう適宜対処したい。EWG案では、カットオフ値の規定値としてガイドライン中に1 µg/kgを明記することが提案されている。我が国としてはカットオフ値は汚染物質や各国の食品消費の状況等に応じてケースバイケースで設定されるべきであり、また、コーデックスでMLが設定されていない汚染物質の実質上のMLとして利用される懸念があることから、ガイドライン中には規定の値を設けず、カットオフ値の導出の考え方を記載すべきとの立場で対処したい。

## 仮議題 11. 優先順位付けアプローチによる品目中の鉛の最大基準値の新規設定に関する討議文書

（経緯）

第11回CCCF（2017年）において、現行のGSCTFFに記載されていない品目（茶、ハーブティ、野菜ジュース等）にMLの新規設定の提案があり、ML設定の必要性を手続きマニュアルやGSCTFFの規準に基づいて検討するための討議文書をEWG（議長：ブラジル）が作成し、前回会合（第12回CCCF）（2018年）で議論。EWGを再設置し、消費者の鉛暴露の低減と国際貿易の重要性、データの利用可能性等を考慮して討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成し、優先度が高いと特定された品目のML原案を作成することに合意。

EWGからは、直近10年の世界的な含有実態データ、各品目からの鉛暴露、国際貿易への影響を考慮し、以下の8品目に関して鉛のML設定に関する新規作業を行うことが提案されている。

- 香辛料（スパイス）及びハーブ類
- 卵及び卵製品
- 穀粉及びでんぷん
- 砂糖類及び菓子類（カカオを除く）

- 海産食品（甲殻類、二枚貝、頭足類）
- 茶類及びハーブティー類
- カカオ及びカカオ製品
- 加工魚類（冷凍魚、切り身を除く）

さらに、鉛暴露が子供の健康に及ぼす影響を考慮し、子供の消費量が多いその他の食品の特定に関する作業を行うことが勧告されている。

（対処方針）

我が国としては、消費者の鉛暴露の低減の重要性を考慮し、国際的な実態調査データが存在するものについては、GSCTFFのML設定の規準に従い、MLを新規策定すべき品目を選定すべきとの立場で対処したい。なお、提案されている品目のうち、製造工程における鉛汚染の懸念がない場合には、原料となる一次産品にMLを設定する（加工品にMLを設定する優先度は低い）ことを基本として対処したい。

### **仮議題 13. 食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂に関する討議文書**

（経緯）

食品由来の鉛暴露は依然として健康への懸念があり、食品中の鉛濃度の低減に関する新たな情報も利用可能となっていることから、前回会合（第12回CCCF）（2018年）において実施規範を改訂するための討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成するためのEWG（議長：米国、共同議長：英国）の設置に合意したものの。

EWGから実施規範全般に関して対策の追加が討議文書において提案されており、改訂が妥当なことを示す十分な情報があるとして、CCEXEC/CACへの新規作業の承認を諮ること、EWGを設置し次回会合（第14回CCCF）に向けて実施規範の改訂原案を用意することが勧告されている。

EWGから提案されている実施規範への主な追加事項は次のとおり。

- 排出源対策（CXC 49-2001）の実施
- 農耕地における鉛汚染源（蓄電池、車両、農業機械の廃棄等）の回避
- 家畜の鉛暴露防止のための対策（飼料及び飼料添加物対策を含む。）
- 土壌由来の鉛汚染防止のための対策（マルチ、客土、土壌改良等）
- 食品原料の鉛検査の強化
- 飲料や酒類に使用されるろ過剤中の鉛汚染の低減
- と畜場や水産加工施設における金属探知機の使用による鉛弾やオモリの除去
- 鉛の摂取源や低減方法に関する消費者及び子供の教育
- 土食に関する消費者の教育
- 伝統薬としても使用される食品、ハーブ、香辛料由来の鉛暴露の低減
- 野菜や果物の洗浄による鉛の除去
- 子供及び妊娠の可能性のある女性の散弾銃を使った狩猟肉の消費の削減
- 散弾銃以外の方法（ライフル銃、スラッグ銃）による狩猟
- 鉛汚染の可能性のある伝統食品や天然の野草やきのこ類への注意喚起

(対処方針)

最新の情報に基づいて、食品由来の鉛削減に国際的に取り組むため、本規範の改訂に関する新規作業を支持するとともに、我が国における鉛対策に関する情報を収集し、提供するとの立場で対処したい。

#### **仮議題 14. カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書**

(経緯)

前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）において、EWG 議長が、実施規範の策定作業を開始する前に、カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減のため対策について情報収集することが有用であることを強調したことから、対策に関する情報収集のための回付文書を回付することに合意。

また、EWG（議長：ペルー、共同議長：ガーナ及びエクアドル）が現在利用可能な対策が実施規範の策定に貢献するのか判断し、回付文書への回答に基づき、実施規範の範囲（すべてのフードチェーンをカバーするのか、又は一次生産のみを対象とするのか等）を特定するための討議文書を作成し、上記ができた場合には、EWG はプロジェクトドキュメント及び実施規範の原案を作成することとされた。

EWG からは CCCF に対して以下の事項が勧告されている。

- カカオの生産ほ場及び収穫後の工程（発酵、乾燥、保管）において実施規範の作成を支持する低減技術に関する十分な情報があることを確認すること。
- 実施規範の新規作成に関するプロジェクトドキュメントを CAC に送付すること。
- 第 14 回 CCCF に向けて実施規範原案を策定するための EWG を設置すること。
- 実施規範の策定に関する今後の作業の参考となるよう討議文書中の原案にコメントを提出すること。

(対処方針)

カカオ生産国から提出されたカカオ中のカドミウムに関する情報が討議文書に記載されていることから、生産現場で実行可能で、かつ、効果が高い技術を中心に、本文書をベースに実施規範を新規作成することについて、基本的に支持する立場で対処したい。

我が国はカカオ及びカカオ製品の輸入国であり、カカオ中のカドミウム低減に関する技術的な知見は有していないものの、農産物中のカドミウム低減に取り組んできた経験に基づいて助言が可能な事項があれば情報を提供したい。

#### **仮議題 15. 追加の魚種中のメチル水銀の最大基準値の設定に関する討議文書**

(経緯)

第 11 回 CCCF（2017 年）は、GSCTFF の ML 設定の規準に従い、魚類中のメチル水銀の ML 設定に ALARA の原則を適用する枠組みに合意。前回会合（第 12 回 CCCF）

（2018 年）では、マグロ類、キンメダイ、マカジキ類及びサメ類の ML が合意され、第 41 回 CAC（2018 年）で最終採択された。また、今後の魚類中のメチル水銀の ML 設定においても ALARA の原則を適用する枠組みが確立された。今次会合において、その他の魚種への ML 設定を検討するため、EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：カナ

ダ)を設置し、討議文書を作成することに合意した。

EWGからは以下の事項が勧告されている。

- 以下の表に示すML設定の優先順位の高い魚種/グループの作業計画を検討すること。

分類 (特定された種) (仮訳)	タイムフレーム
Snake mackerel (Escolar) (クロタチカマス科 (アブラソコムツ)) Toothfish (Patagonian toothfish) (メロ (マジェランアイナメ)) Ling (Cusk, Blue ling) (リング (アツカワダラ、キタアオビレダラ)) Cusk-eel (Pink Cusk-eel, Kingclip) (アシロ科 (ピンクカスクイール、キングクリップ)) Sablefish (ギンダラ)	2019-2020
Anglerfish (アンコウ) Barracuda (カマス) Catfish (Channel catfish) (ナマズ) Orange roughy (オレンジラフィー) Cutlassfish (Scabbardfish) (タチウオ) Snapper (Russell's snapper, unspecified) (フエダイ属)	2020-2021
Cardinalfish (カージナルフィッシュ) Hapuku (ニュージーランドオオハタ) Short nosed chimera (Rat fish) (ギンザメ)	2021-2022

- 上記の魚種のML検討には、総水銀およびメチル水銀濃度に関するさらなるデータをGEMS/Foodに提出することが必要である。コーデックスメンバーが調査を計画、実行して、データを収集するにはかなりの時間がかかることに留意し、2019年内に提出が可能な新たなデータがない場合には作業計画を一定期間延期すること。
- 作業計画を支える新規作業提案のためのプロジェクトドキュメントを検討すること。また、EWGは部会に対して次の事項についても検討することを勧告している。
- 以下の魚種については上記の作業計画には含まれていないが、さらなるデータ収集の対象と将来的に作業計画に入る可能性があるものとして勧告すること。

分類 (特定された魚種)	データ収集における留意点
シーバス	魚種の特定のためにデータ収集が必要 メチル水銀のデータが必要
サワラ	メチル水銀のデータが必要
ホワイトヘイク	メチル水銀のデータが必要
キタカワカマス	より広範囲の地理的分布のデータ収集が必要 メチル水銀のデータが必要
チョウザメ	より広範囲の地理的分布のデータ収集が必要 メチル水銀のデータが必要
ハタ	より広範囲の地理的分布のデータ収集が必要 メチル水銀のデータが必要

- 今後のGEMS/Foodへのデータ提出にあたっては、データの分類の一貫性を改善するため、二名法による魚種名又はFAOの分類コードの使用要請を検討すること。

(対処方針)

EWGは、メチル水銀濃度が0.3 mg/kgを超えており、かつ、平均漁獲生産量が9000

トン/年を超えているグループ、魚種を、ML 設定の優先順位が高いとする規準を設けて上記のリストを勧告している。我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に基づき、基本的には、漁獲生産量ではなく、輸出入量に基づいて、貿易上重要な魚種のみ ML を設定すべきとの立場で対処したい。また、追加の魚種の分類に、FAO 分類コードを使用することについては、現実的に魚種の判別が可能なのか懸念があるため慎重に検討すべきとの立場で対処したい。

#### 仮議題 16. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアン化水素酸の最大基準値の設定及びこれら食品中のかび毒含有実態に関する討議文書

(経緯)

第 11 回 CCCF (2017 年) においてアフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) からの付託事項として、発酵調理キャッサバ製品の地域規格原案におけるシアン化水素 (HCN) 及びかび毒の ML について議論した結果、EWG を設置し、発酵キャッサバ製品中の HCN の ML の必要性及び実行可能性について勧告し、HCN 濃度の算出方法の調和に対処するための討議文書作成に合意。

前回会合 (第 12 回 CCCF) (2018 年) を EWG 議長のナイジェリアが欠席したことから、今次会合まで議論を延期することとなった。

今次会合では議長国がアップデートした討議文書が配付されている。

(対処方針)

配付された討議文書は、議長国の主張やデータが列記されたものとなっており、CCCF に対する勧告や検討事項が明確でない。我が国としては、再度、EWG を設置し、論点を明確にした上で、次回会合において議論を行うべきとの立場で対処したい。

#### 仮議題 17. 穀類 (小麦、トウモロコシ、ソルガム及びコメ)、穀粉、乳幼児向け穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値の設定に関する討議文書

(経緯)

第 11 回 CCCF (2017 年) において、JECFA におけるアフラトキシン及びステリグマトシスチン (STC) の評価や穀類中のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003) の改訂が完了したことから、ブラジルを議長とする EWG が、穀類 (特に、トウモロコシ、コメ、ソルガム及び小麦) のアフラトキシン及び STC に関するリスク管理措置案に関する検討を行うこととなったもの。

前回会合 (第 12 回 CCCF) (2018 年) では、STC については国際的に妥当性が確認された分析法や認証標準物質がなく、実態調査データも少ないことから、ML を設定するのは時期尚早であることに合意。EWG (議長: ブラジル、共同議長: インド) を設置し、トウモロコシ、コメ、ソルガム、小麦及びこれらの穀粉に焦点を当てて、穀類及び穀類製品 (乳幼児用の穀類製品を含む) 中の総アフラトキシンの ML の設定を提案するための討議文書と作成することに合意した。

EWG からは、以下の品目について、総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプランの設定に関する新規作業が提案されている。

- 加工向け\*トウモロコシ

- トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク
- 玄米
- 精米
- 加工向け※小麦

※ 加工向けとは、食品原料としての使用、その他の加工又は消費用に提供される前に、アフラトキシンの濃度の低減が証明されている追加の加工、処理が意図されているものをいう。

- 小麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク（全粒粉を除く）
- 乳幼児向け穀類加工品

さらに、EWG は CCCF に対して次の事項を求めている。

- 米粉は、国際的にはアフラトキシンの暴露への寄与は小さいものの、セリアック病患者にとっての重要性を考慮して、ML を新規設定するかどうか、ML を設定する場合、精米と同じ食品群として同じ ML を適用するかどうか決定すること
- 小麦の全粒粉のアフラトキシンの含有実態についてのデータコールを行い、データが集まれば、新規作業を行う食品群に追加するかどうか決定すること
- JECFA の評価では一部の地域でソルガムの寄与が大きいことを考慮して、ソルガムを新規作業の食品群に加えるか検討すること
- ML を設定する新規作業を行う食品群について、アフラトキシンの含有実態についてのデータコールを行うこと
- 加盟国に対して、ML に関連するサンプリングプラン及び分析法を検討するため、穀類及び穀類製品のアフラトキシンの含有実態調査における分析法及びサンプリングプランに関する情報の提供を奨励すること

(対処方針)

我が国においては、適切な乾燥調製と保管が行われており、コメや小麦のアフラトキシンの汚染はないものの、JECFA の評価においては穀類由来のアフラトキシンの暴露が無視できないとされている。実施規範の確実な実施を前提として、GSCTFF 中の ML 設定の規準に基づいて、穀類中の総アフラトキシンの新規作業を行うことや、新規作業に必要な追加のデータコールや情報収集については支持することとしたい。米粉については、我が国では米粉調製品の形態での輸入が多いことから、米粉調製品を含めて精米と同じ食品群として ML の対象とすることが望ましいとの立場で対処したい。

## 仮議題 18. 最大基準値の策定のためのデータ解析に関する一般ガイドライン

(経緯)

前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）において、JECFA 事務局から、近年の部会で EWG によって ML 策定に関して異なるアプローチ（例えば定量限界未満のデータの取扱い）がとられていることから、ML の策定のためのデータ解析に関する一般ガイドラインの策定が提案され、EU を議長、米国、オランダ、日本を共同議長する EWG で討議文書を作成することとなった。

ただし、これまで EWG が設置されておらず、ガイドライン案の検討が行われていないこと。

(対処方針)

部会において、引き続き EWG が設置され、次回会合に向けてガイドラインを作成することに合意した場合は、我が国がこれまでコメ中のヒ素、魚類中のメチル水銀等で EWG の議長を務めてデータ解析を行った経験に基づいて、積極的に作業に関与することとしたい。

#### **仮議題 19(a). JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト**

現在のリストには、ダイオキシン（全部評価）、無機ヒ素（非発がん影響に焦点を当てた評価）、スコポレチン（全部評価）、麦角アルカロイド類（全部評価）、シガテラ毒素（全部評価）、トリコテセン類（T-2 トキシン及び HT-2 トキシン）（暴露評価を含むリスク評価の更新）が収載されている。

リストへの汚染物質、毒素の追加や評価に利用可能な情報の更新作業が行われる。

#### **仮議題 19(b). JECFA の評価結果に対するフォローアップ作業**

前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）以降に行われた JECFA や専門家会合の評価結果を受けた、CCCF におけるフォローアップ作業の必要性が議論される。現時点では、議論が必要な新たに公表された報告書はない。

#### **仮議題 20. CCCF の今後の作業計画**

(経緯)

第 11 回 CCCF（2017 年）において、加盟国からの新規作業提案の増大に適切な期間内に対処するため、作業全体を管理し、優先順位をつけるための作業計画を検討することに合意。前回会合（第 12 回 CCCF）（2018 年）では、CCCF の今後の作業計画の策定方針について議論し、コーデックス事務局、JECFA 事務局、ホスト国（オランダ）が EU の協力の下で、討議文書を作成することで合意したもの。本文書は、CCCF が国際貿易される主要食糧及び公衆衛生上の懸念がある汚染物質をカバーしているかどうか

に焦点を当てることになっている。

討議文書では、下表の 4 つの点から、CCCF の今後の作業に係る議論のポイントと勧告が示されている。

	議論	CCCF への勧告
1. CCCF で検討されていない、主要食糧と汚染物質の組合せの特定	科学論文で報告された又は全国的な調査を通じて確認された、特定の主要食糧の汚染の可能性を体系的に調査し、公衆衛生上の懸念があるが、CCCF で議論されていない主要食糧と汚染物質の組合せがあるかどうか特定するためのアプローチの利用	このアプローチが公衆衛生の観点から CCCF の作業の重要なトピックを特定し、将来実施する作業計画に取り込むための適切な枠組みを提供するかどうか検討すること。
2. 改訂が必要な既存の ML 及び実施規範	既存の ML 及び COP を改訂する時期や理由に関する規準を含む体系的なアプローチの開発（例えば、更新の要因となる新たな情報を提出するためのシステムの開発）	既存の基準のレビューの必要性を特定するための体系的なアプローチを開発すべきかどうか、開発

(COP) のレビュー		する場合にはこのアプローチに何を含めるべきか検討すること。
3. COP の実行状況の評価	<p>以下について、規格及び通商開発機構 (STDF) の研究プロジェクトを活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (途上国における) COP の実施状況の評価</li> <li>● COP の実施における手続き上の実行可能性と困難性の特定</li> <li>● COP 中の利用されている部分や変更が必要がある部分の特定</li> <li>● 新規の COP の作成時に、実施を促進するために従うべき規準の策定</li> </ul>	<p>研究プロジェクトの基本方針に合意すること。</p> <p>どの COP について評価することが適切か検討すること、どの国が本プロジェクトに参画を希望するか検討すること。</p>
4. 今後想定されるその他のトピック	<p>想定される今後の議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 植物性自然毒(ピロリジンアルカロイド類を除く) (例：はちみつのグラヤノトキシン、ケシの実のアヘン、アプリコットカーネルの青酸配糖体)</li> <li>● 海産毒 (例：シガテラ毒素)</li> <li>● 容器包装物質又は食品接触物質</li> <li>● 主要飼料と汚染物質の組合せの特定</li> <li>● 食品生産における新技術 (例：人工肉)</li> </ul>	<p>これらの議題を新規作業とするかどうか検討すること。</p> <p>新規作業とする場合、短期的課題か、長期的課題か決定すること。</p>

(対処方針)

CCCCF がリソースを有効活用しつつ、最新の科学的な知見等に基づいて、食品及び飼料中の汚染物質に関する新たな課題等に効率的に対応できるよう、これまでの我が国の経験に基づいて、適宜対処したい。

(以下の議題は省略)

仮議題 21. その他の議題及び今後の作業

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回食品表示部会

日時：平成 31 年 5 月 13 日（月）～ 5 月 17 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

### 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO と WHO の関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 4）
6	包装の前面の栄養表示に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	インターネット販売/e-コマース（討議文書）
8	アレルギー表示（討議文書）
9	技術革新を利用した食品表示（討議文書）
10	アルコール飲料の表示（討議文書）
11	脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」表示（討議文書）
12	マルチパックされた製品の表示（討議文書）
13	今後の作業と CCFL の方向性（討議文書）
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 45 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

日 時：2019 年 5 月 13 日 (月) ～ 5 月 17 日 (金)  
開催場所：オタワ (カナダ)

主要議題の検討内容

**仮議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

第 50 回食品衛生部会 (CCFH) は CCFL に対し、CCFH が検討している食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案において、食品表示に関する記載における予防的アレルギー表示の使用の適切性とその定義についての助言を求めている。

第 40 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) は CCFL に対し、CCNFSDU が検討しているバイオフィューフィケーション (生物学的栄養強化) の定義原案について、①CCFL の要請に見合うものか、また②使用目的とどこに収載するのが適しているかについて明確化を求めている。CCNFSDU から CCFL に送られた定義原案は下記のとおり (仮訳)

「バイオフィューフィケーション※は、栄養面での意図された目的※のために、あらゆる食品源※において、食品への従来型の栄養素の添加※以外のあらゆる過程※であり、それによって栄養素の量が増加し、あるいはより生物学的に利用可能になること。」(※は脚注あり)

(対処方針)

食品アレルギー管理に関する実施規範原案については、仮議題 4 及び仮議題 8 と同一の方針で対応ありたい。

バイオフィューフィケーションについては、定義をどのように使用するかに関する議論の動向把握に努め、現行の我が国の表示制度への影響も留意しつつ、適宜対応ありたい。

**仮議題 3：FAO と WHO の関心事項**

資料未着につき、資料を確認した上で議論に対応したい。

**仮議題 4：コーデックス規格案における表示事項の検討 (承認)**

穀類・豆類部会 (CCCPL) のキヌア規格、食品衛生部会 (CCFH) の食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案、CCNFSDU のフォローアップフォーミュラ規格 (CXS 156-1987) の改訂原案 (セクション A：年長乳児)、スパイ

ス・料理用ハーブ部会（CCSCH）のニンニクの規格原案、バジルの規格原案、サフランの規格原案、クローブの規格原案、ショウガの規格原案、オレガノの規格原案について、表示条項の検討と承認が求められている。

（対処方針）

情報収集に努め議論に対応したい。なお、関係部会から提示された案については、承認を支持して差し支えないが、食品アレルゲン管理に関する実施規範原案については、仮議題 2 及び仮議題 8 と同一の方針で対応ありたい。

#### **仮議題 5：卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 4）**

（経緯）

第 41 回部会時、インドからの新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、他のコーデックス文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコーデックス文書では不足する点を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

第 42 回部会の討議文書においては、卸売用食品の包装については国ごとに様々な対応がとられており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の包装の表示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されていたが、時間の制約により、本議題については議論されなかった。

第 43 回部会では、インドは、「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス」を包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）に含めるための改訂作業を提案し、議論が行われ、多くの国から食品のトレーサビリティや食品安全の面で有益だとして本作業の開始を支持する意見が出された。

一方で、作成するガイダンスは業者間取引の促進や円滑なコミュニケーションに資するものであり、消費者への提供を目的とする食品の表示について規定した GSLPF に含める形ではなく、新たな独立した文書とすべきとの意見が出され、プロジェクトドキュメントのタイトルを「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンスの策定」とし内容も一部修正、新規作業ととして、総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定のために、インドを議長国、アメリカを共同議長国とした電子作業部会（EWG）を設置することに合意した。第 39 回総会は、これを新規作業として承認した。

第 44 回部会では、当該文書は、独立した文書とすることが合意された。EWG が策定したガイダンスの原案について深い議論を行わず、インドを議長とし、米国とコスタリカが共同議長となり、EWG を設けること、さらに要すれば、次回会合の直前にも物理的作業部会を開催することに合意しただけにとどまった。

今次部会では、EWG が策定した原案について議論される。

(対処方針)

ガイドライン原案に対する各国コメントを踏まえ、どのような議論がおこなわれるのか注視しつつ、我が国の実情（又は業者間取引）に支障が生じないよう議論に対応ありたい。

#### **仮議題 6：包装の前面の栄養表示に関するガイドライン原案（ステップ 4）**

(経緯)

第 43 回部会においてコスタリカより、本作業は消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から、各国における包装の前面の栄養表示に関する調査を実施中であり、有益な情報提供ができる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする EWG を設置し、WHO の作業を考慮した討議文書を準備し、議論することとなった。

前回部会では、EWG が取りまとめた、一部の国で使用されている包装の前面の栄養表示の調査結果に基づくプロジェクトドキュメント案が提出され、包装の前面に記載される簡易な栄養表示の使用に関するガイドラインの作成に係る新規作業を総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定のための EWG (コスタリカを議長、ニュージーランドを共同議長) の設置に合意した。

今次部会では、EWG が策定したガイドライン原案のすべてのセクションを検討することや栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) を見直し、5 章の栄養に関する補足的な情報の修正が必要かどうかを検討する予定である。

(対処方針)

ガイドライン原案に対する各国コメントを踏まえ、どのような議論がおこなわれるのか注視しつつ、我が国においては当該栄養表示が任意であることを踏まえ、十分な柔軟性が確保されるよう、対応ありたい。

#### **仮議題 7：インターネット販売/e-コマース（討議文書）**

(経緯)

前回部会において、UK が昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、e-labelling の必要性について発議。日本のほか、EU、アメリカ、セネガル、ナイジェリア、オーストラリアなど多数の国が支持した。

これを受け、UK が討議文書を準備し、チリ、インド、ガーナ及び日本がその準備作業に協力することになった。

なお、本議題終了後に UK 及び上記の 4 カ国が集まり、今後の進め方について

会合を行った。UK は、討議文書を策定するための作業の中で、新規作業が必要であると認められればプロジェクトドキュメントも策定すると説明した。

今次部会では、GSLPF にインターネット販売/e-コマースを介して売られる食品の表示を規定する補足文書を作成する新規作業が提案される。

(対処方針)

新規作業を提案することは支持して差し支えない。なお、インターネット販売/e-コマースにおける表示の実現可能性の観点から、我が国で実施した「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」報告書で取りまとめられた内容について、議論の状況に応じて情報提供を行い、対応ありたい。

## 仮議題 8 : アレルゲン表示 (討議文書)

(経緯)

前回会合において、オーストラリアが討議文書を準備し、UK とアメリカがその準備作業に協力することになった。

今次部会では、GSLPF の見直し及びガイダンスの作成について、新規作業として提案される。

具体的に提案がなされているポイントとしては、

- ① 規格の見直しについては、既存の規定の範囲、定義及び明確性について、表示上の表現、可読性及び用語の適切性等について並びに表示対象食品・成分リスト、同リスト上のグループ分けの明確化について
- ② ガイダンスの作成については、アレルゲンの可能性や助言についての表示に関する原則、規定等が挙げられている。

(対処方針)

①の提案については支持して差し支えない。②のガイダンスの作成自体については支持して差し支えないが、CCFH から提案のあった食品アレルゲン管理に関する実施規範原案において提案のある通り、消費者の食品選択の可能性を狭めないため、可能性表示はアレルゲンの混入が避けられない場合等限定された場面においてのみ適用されることを前提に議論に対応したい。また、仮議題 2 及び 4 と本仮議題について議論の重複・矛盾が生じないように、議題間の関係性に留意し、対応ありたい。

## 仮議題 9 : 技術革新を利用した食品表示 (討議文書)

(経緯)

前回部会において、カナダが技術革新を利用した食品表示に関する討議文書を準備することになった。

カナダは、第44回部会後に各国に回付された情報提供依頼の結果に基づいて討議文書を作成し、①販売時点で提供されなければならない表示並びに時点及び方法に関しより柔軟に情報提供が可能となる表示に関する規準の策定、②GSLPFにおけるラベル(label)と表示(labeling)の定義の見直し、③CCFLで策定されたガイドラインをレビューし、技術の利用を促進しうるような修正箇所の特定、の3点について新規作業が可能かどうか検討される予定。

(対処方針)

今後の国内の議論との関連性や技術を利用できない消費者への影響を踏まえ、情報収集に努め、議論に対応ありたい。

## 仮議題10：アルコール飲料の表示(討議文書)

(経緯)

前回部会ではアルコール飲料の表示について、WHOが提示した討議文書のいくつかの項目(例：警告表示)はCCFLのマネドートではないという懸念が示された。

特に、アメリカから、アルコール飲料の表示については各国政府に委ねられるべきであり、CCFLでの今後の作業ではない、更に、ターゲットを明確にするべきであるという強い懸念を示す意見があった。

最終的には、ロシアが討議文書を準備し、ガーナ、セネガル(特にアフリカは若者のアルコールの消費が増加しており、アルコール飲料の表示の必要性を強調。タンザニアなどからもサポート発言があった。)、インド及びEUがその準備作業に協力することとなった。

なお、ロシアからは「対象をどうするかは難しい問題であり、アメリカとも協力していく。」との発言があり、アメリカへも一定の配慮があった。

今次部会では、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について、5つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われる予定。5つの勧告は以下のとおり。

勧告1 新たな規格の策定作業の開始

勧告2 既存の規格(「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」)でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告5 新規作業を開始しない

(対処方針)

アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針については、第70回WHO総会決定(WHA70/2017/REC/1 - Annex 3)によれば、アルコール消費に関しては、各国での状況や背景に即した政策オプションを採るとされていることを理由として、勧告5(新規作業を開始しない)を支持することとし、議論に対応ありたい。

## 仮議題11：脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」表示(討議文書)

(経緯)

第44回部会では、脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」の栄養記述を定義づけるための基準について、カナダが討議文書を準備し、インドがその準備作業に協力することになった。

カナダ及びインドにより、各国へのアンケートが回付され、その結果、「高含有」記述の実態、関連するガイドライン、CCFLが取り組むべき問題とその理由等がまとめられ、調和の取れたアプローチや基準の開発の必要性が考えられる一方、様々な問題点も指摘された。

今次部会では、以下の事項が勧告されており、本件の取り扱いが議論される見込み。

- 「高含有」栄養記述の範囲と対象とする用途を明確にする
- 包装の前面の栄養表示及び栄養プロファイリングに関する作業に関連して、今後の作業が必要な場合はその時期について合意する
- 今後の作業が必要と合意された場合
  - ・基準作成のための原則/ガイドラインを作成する
  - ・消費者の理解と使用を含む「高含有」表示の影響及びその他の使用の影響に関する根拠を必要に応じてレビューする

(対処方針)

食生活、食習慣は、国によって異なり、それに伴い各国における栄養学的課題は大きく変化するため、一律的な「高含有」を定義する際には留意が必要であることから、国際的な議論を行う必要性等について、各国の発言に留意しつつ、慎重な検討を要するとの立場で対応ありたい。

## 仮議題12：マルチパックされた製品の表示(討議文書)

(経緯)

第44回部会では、コロンビアが発議を行い協力国を求めたが、どの国からも協力する声が無かったため、コロンビアが議長となり単独で討議文書を準備することになった。

(対処方針)

資料未着につき、資料を確認した上で議論に対応することとし、本件の議論の必要性について適宜説明を求めるよう対応ありたい。